

令和5年かすみがうら市議会第1回定例会

市長提出議案集

令和5年3月3日提出

かすみがうら市

目 次

1. 報告第 3 号 専決処分事項の報告について
〈損害賠償の額の決定及び和解〉 …………… 1～3
2. 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて
〈令和 4 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 1 3 号）〉 …………… 4～13
3. 議案第 3 号 かすみがうら市個人情報の保護に関する法律施行条例の
制定について …………… 14～22
4. 議案第 4 号 かすみがうら市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定
について …………… 23～28
5. 議案第 5 号 かすみがうら市審議監の設置等に関する条例の制定につ
いて …………… 29～30
6. 議案第 6 号 かすみがうら市長等の政治倫理条例の制定について
…………… 31～36
7. 議案第 7 号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の
制定について …………… 37～39
8. 議案第 8 号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出の
ための固定資産税の特例措置に関する条例及びかすみが
うら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定に
ついて …………… 40～41
9. 議案第 9 号 かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
について …………… 42～44

10. 議案第 10 号	かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	……………	45～47
11. 議案第 11 号	かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	……………	48～50
12. 議案第 12 号	かすみがうら市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について	……………	51
13. 議案第 13 号	かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	……………	52
14. 議案第 14 号	かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	……………	53
15. 議案第 15 号	かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	……………	54～55
16. 議案第 16 号	かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	……………	56～58
17. 議案第 17 号	令和 4 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 1 4 号）	……………	59～87
18. 議案第 18 号	令和 4 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	……………	88～94
19. 議案第 19 号	令和 4 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	……………	95～101

20.	議案第 20 号	令和 4 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第 3 号)	……………	102~109
21.	議案第 21 号	令和 5 年度かすみがうら市一般会計予算	……………	(予算書)
22.	議案第 22 号	令和 5 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算	……………	(予算書)
23.	議案第 23 号	令和 5 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算	……………	(予算書)
24.	議案第 24 号	令和 5 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算	……………	(予算書)
25.	議案第 25 号	令和 5 年度かすみがうら市水道事業会計予算	……………	(予算書)
26.	議案第 26 号	令和 5 年度かすみがうら市下水道事業会計予算	……………	(予算書)
27.	議案第 27 号	財産の貸付けについて	……………	110~111
28.	議案第 28 号	公の施設の広域利用に関する協議について	……………	112~117
29.	議案第 29 号	町の区域の変更について	……………	118~120
30.	議案第 30 号	市道路線の認定について	……………	121~123

(参考資料)

○	付議事件(条例)条文新旧対照表	……………	124~165
・	かすみがうら市個人情報の保護に関する法律施行条例 新旧対照表	……………	(124~138)
	かすみがうら市情報公開条例 新旧対照表(附則第 4 条関係)	……………	(124~138)

・ かすみがうら市情報公開・個人情報保護審査会条例 新旧対照表	……………	(138)
かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表(附則第 3 条関係)	……………	(138)
・ かすみがうら市審議監の設置等に関する条例 新旧対照表	……………	(139)
かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 新旧 対照表(附則第 2 項関係)	……………	(139)
・ かすみがうら市長等の政治倫理条例 新旧対照表	……………	(139～140)
かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表(附則第 4 項関係)	……………	(139～140)
・ 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例 新旧対照表	……………	(140～143)
かすみがうら市税条例 新旧対照表(第 1 条関係)	……………	(140)
かすみがうら市税外諸収入金督促手数料及び延滞金徴収条例 新旧対照表(第 2 条関係)	……………	(141)
かすみがうら市後期高齢者医療に関する条例 新旧対照表(第 3 条関係)	……………	(141)
かすみがうら市介護保険条例 新旧対照表(第 4 条関係)	……………	(142)
かすみがうら市法定外公共物管理条例 新旧対照表(第 5 条関係)	……………	(142)
かすみがうら市水道事業給水条例 新旧対照表(第 6 条関係)	……………	(142)

かすみがうら市公共下水道事業受益者負担に関する条例 新旧対照表(第 7 条関係)	……………	(142)
かすみがうら市農業集落排水事業分担金に関する条例 新旧対照表(第 8 条関係)	……………	(143)
・ かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例及びかすみがうら市企業立地促進条例 新旧対照表	……………	(143)
かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例 新旧対照表(第 1 条関係)	……………	(143)
かすみがうら市企業立地促進条例 新旧対照表(第 2 条関係)	……………	(143)
・ かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表	……………	(144～146)
・ かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表	……………	(146～149)
・ かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表	……………	(149～160)
・ かすみがうら市子ども・子育て会議条例 新旧対照表	……………	(160)
・ かすみがうら市国民健康保険条例 新旧対照表	……………	(160～161)
・ かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例 新旧対照表	……………	(161～162)
・ かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表	……………	(162)
かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(本則関係) 新旧対照表	……………	(162)

かすみがうら市水道事業給水条例 新旧対照表(附則第 2 項関係)

…………… (162)

かすみがうら市下水道条例 新旧対照表(附則第 3 項関係)

…………… (162)

・ かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例 新旧
対照表 …………… (162～165)

報告第3号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年3月3日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

除草作業中における飛び石による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年1月27日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

除草作業中における飛び石による損害賠償の額の決定及び和解について

- 1 事故発生日 令和2年8月3日（月）
- 2 事故発生場所 かすみがうら市宍倉6167-4 高野宅前のフラワーロード（歩道）沿いの市道0109号線
- 3 相手方 （住所） XXXXXXXXXX
（氏名） XXXXXXXXXX
- 4 事故の概要 市民ボランティアの植栽管理によるマリーゴールドとあじさいの花壇（フラワーロード）のうちの空き花壇に雑草が繁茂していたため、担当課（市民協働課）の職員が刈り払い機を使って草刈りをしている最中、花壇にあった石が道路に飛び、市道0109号線を走行中の車の助手席ガラスに当たり、破損及び同乗者にけがを負わせた。
- 5 損害賠償額と和解の内容
 - (1) 過失割合 かすみがうら市 100%
相手方 0%
 - (2) 損害賠償額 かすみがうら市 624,576円

(内訳)	自家用車修理に係る費用	224,576円
	治療費	54,439円
	通院交通費	2,760円
	損害慰謝料	152,000円
	和解金	190,801円

(3) 市及び相手方は、示談書により、本件示談の他、互いに一切の債権債務関係がないことを確認する。

承認第1号

専決処分事項の承認を求めることについて

令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第13号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

令和5年3月3日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、次のとおり専決処分する。

令和5年2月15日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第13号）
別紙のとおり

理 由

全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備に向けて、妊娠届出や出産届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費や子育て支援サービスの利用負担軽減を図るための経済的な支援をするにあたり、早急な予算措置をするため令和4年度一般会計補正予算（第13号）により補正を行う。

令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第13号）

令和4年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,551千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,114,593千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月15日 専決処分

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		4,127,472	9,034	4,136,506
	2 国庫補助金	2,091,181	9,034	2,100,215
16 県支出金		1,462,803	2,258	1,465,061
	2 県補助金	465,005	2,258	467,263
20 繰越金		597,432	2,259	599,691
	1 繰越金	597,432	2,259	599,691
歳入合計		21,101,042	13,551	21,114,593

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛 生 費		2,231,506	13,551	2,245,057
	1 保 健 衛 生 費	2,231,506	13,551	2,245,057
歳 出 合 計		21,101,042	13,551	21,114,593

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,484,893	0	5,484,893
2 地 方 譲 与 税	229,448	0	229,448
3 利 子 割 交 付 金	2,632	0	2,632
4 配 当 割 交 付 金	19,193	0	19,193
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	30,994	0	30,994
6 法 人 事 業 税 交 付 金	75,551	0	75,551
7 地 方 消 費 税 交 付 金	895,493	0	895,493
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	126,000	0	126,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金	19,600	0	19,600
10 地 方 特 例 交 付 金	33,000	0	33,000
11 地 方 交 付 税	3,850,000	0	3,850,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	6,233	0	6,233
13 分 担 金 及 び 負 担 金	77,386	0	77,386
14 使 用 料 及 び 手 数 料	49,402	0	49,402
15 国 庫 支 出 金	4,127,472	9,034	4,136,506
16 県 支 出 金	1,462,803	2,258	1,465,061
17 財 産 収 入	23,857	0	23,857
18 寄 附 金	94,092	0	94,092
19 繰 入 金	1,038,580	0	1,038,580
20 繰 越 金	597,432	2,259	599,691
21 諸 収 入	382,281	0	382,281

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
22 市 債	2,474,700	0	2,474,700
歳 入 合 計	21,101,042	13,551	21,114,593

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	140,812	0	140,812				
2 総 務 費	3,468,487	0	3,468,487				
3 民 生 費	7,045,250	0	7,045,250				
4 衛 生 費	2,231,506	13,551	2,245,057	11,292			2,259
5 労 働 費	28,144	0	28,144				
6 農 林 水 産 業 費	782,366	0	782,366				
7 商 工 費	437,420	0	437,420				
8 土 木 費	1,903,243	0	1,903,243				
9 消 防 費	892,670	0	892,670				
10 教 育 費	2,148,589	0	2,148,589				
11 災 害 復 旧 費	2	0	2				
12 公 債 費	1,972,553	0	1,972,553				
13 予 備 費	50,000	0	50,000				
歳 出 合 計	21,101,042	13,551	21,114,593	11,292			2,259

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 衛生費国庫補助金	283,889	9,034	292,923	1 保健衛生費補助金	9,034	出産・子育て応援交付金
計	2,091,181	9,034	2,100,215			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

3 衛生費県補助金	25,571	2,258	27,829	1 保健衛生費補助金	2,258	出産・子育て応援交付金
計	465,005	2,258	467,263			

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	597,432	2,259	599,691	1 繰越金	2,259	前年度繰越金
計	597,432	2,259	599,691			

3 歳 出

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
4 母子保健事業費	56,371	13,551	69,922	11,292			2,259	11 役務費 18 負担金、補助 及び 交付金	51 13,500	01 母子保健推進事業 0104 出産・子育て応援に要する経費 11 通信運搬費 18 出産・子育て応援給付金	13,551 13,551 51 13,500
計	2,231,506	13,551	2,245,057	11,292			2,259				

議案第3号

かすみがうら市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

かすみがうら市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のとおり制定する。

令和5年3月3日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、地方公営企業の管理者及び消防長をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

(開示請求の手続)

第3条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(開示請求に係る手数料等)

第4条 法第89条第2項の規定による開示請求に係る手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において市の機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この条において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用（令第28条第4項の規定による送付に要する費用を含む。）を負担しなければならない。

(訂正請求の手続)

第5条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(利用停止請求の手続)

第6条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(かすみがうら市個人情報保護条例の廃止)

第2条 かすみがうら市個人情報保護条例（平成17年かすみがうら市条例第14号）は、廃止する。

(かすみがうら市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前のかすみがうら市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条又は第15条の規定によるその

業務に関して知り得た旧条例第2条第3号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）を提供し、又は盗用してはならない責務及び義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 旧条例第31条第6項の規定による審査会の委員（その職を退いた者を含む。以下「旧審査会の委員」という。）が、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に旧条例第16条、第24条、第27条、第28条又は第28条の2の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正、削除、利用中止及び特定個人情報の利用停止については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前にお

いて旧実施機関が保有していた旧個人情報をおこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

6 旧審査会の委員が、この条例の施行前において職務上知り得た秘密をおこの条例の施行後に漏らしたときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(かすみがうら市情報公開条例の一部改正)

第4条 かすみがうら市情報公開条例（平成17年かすみがうら市条例第13号）の一部をお次のように改正する。

第1条中「市政情報」を「行政文書」に改める。

第2条第3号中「市政情報」を「行政文書」に改め、「、写真、フィルム」を削り、同条第4号中「市政情報」を「行政文書」に改め、「(フィルムを除く。)」を削る。

第3条から第5条までの規定中「市政情報」を「行政文書」に改める。

第6条の見出し中「の請求方法」を「請求の手續」に改め、同条第1項中「市政情報」を「行政文書」に改め、「(以下「請求者」という。)」を削り、同条に次の1項を加える。

2 実施機関は、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）から提出された請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

第7条第1項中「市政情報」を「行政文書」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

第7条第2項及び第4項中「市政情報」を「行政文書」に改める。

第7条の2第1項中「市政情報」を「行政文書」に改め、「者（以下）」の次に「この条、第12条の2及び第12条の3において」を加え、「もの」を「者」に、「公開決定等」を「公開の決定等」に改め、同条第2項中「第7条」を「前条」に、「市政情報」を「行政文書」に、「限りではない」を「限りでない」に改め、同項第1号中「当該情報」を「当該文書」に、「第3号ただし書」を「第4号ア及びイ」に改め、同条第3項中「市政情報」を「行政文書」に改め、「当該意見書」の次に「（第12条及び第12条の2において「反対意見書」という。）」を加える。

第8条の見出し中「情報公開の実施及び」を「公開の」に改め、同条第1項中「より情報」を「より行政文書」に、「の決定を」を「を決定」に、「遅滞なく、請求者に当該情報」を「速やかに公開請求に係る行政文書」に改め、同条第3項を削り、同条第2項中「情報公開を」を「行政文書を公開」に、「請求者」を「公開請求者」に改め、同項を第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 行政文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の定める方法により行うものとする。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあっては、実施機関は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

第8条に次の1項を加える。

4 前3項に定めるもののほか、行政文書の公開は、実施機関の定めるところにより行うものとする。

第9条の見出しを「(行政文書の公開義務)」に改め、同条中「次の各号のいずれかに該当する市政情報」を「公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報」に、「については、公開をしないことができる」を「のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない」に改め、同条第1号中「及び」を「又は」に、「公開」を「公に」に、「認められる」を「されている」に改め、同条第2号中「図面」を「図画」に改め、同号ア中「、又は慣行」を「又は慣行」に、「よる」を「する」に改め、同号ウ中「第2項」を「第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、「当該公務員」の次に「等」を加え、「、氏名」を削り、同号エを削り、同条第3号から第6号までを次のように改める。

(3) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

(4) 法人その他の団体(市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされ

ているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(5) 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 実施機関又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及

ぼすおそれ

キ 市が経営する企業又は独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

第9条第7号から第9号までを削る。

第10条第1項中「公開の請求に係る市政情報に前条各号のいずれかに該当する情報とそれ以外の情報とがある」を「公開請求に係る行政文書の一部に非公開情報が記録されている」に、「公開しないことができる」を「非公開」に改め、「、かつ、分離することにより公開の請求の趣旨が損なわれないと認められ」を削り、「公開しないことができる情報の」を「当該非公開情報に係る」に、「市政情報の公開を」を「行政文書を公開」に改め、同条第2項中「公開の請求」を「公開請求」に、「市政情報」を「行政文書」に、「当該情報」を「当該行政文書」に、「公開しても」を「公にしても」に改める。

第10条の2中「市政情報」を「行政文書」に改め、「第9条各号に規定する」を削り、「において、同条の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認めるときは、第9条の規定にかかわらず、公開の」を「であっても、公益上特に必要と認めるときは、公開」に改める。

第10条の3（見出しを含む。）中「市政情報」を「行政文書」に、「公開の請求」を「公開請求」に改める。

第11条本文中「市政情報」を「この条例の規定による行政文書」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 行政文書の公開を受けるものは、別に定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第12条の見出し中「審査請求」の次に「等」を加え、同条第1項中「請求者」を「公開請求者」に改め、同条第2項中「第7条第1項に規定する決定又は公開請求に係る不作為に係る」を「前項の」に改め、同条第3項中「規定に

より」を削り、「次に掲げる」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「等審査会」を「・個人情報保護審査会」に、「て当該審査請求についての」を「、その議に基づいて、当該審査請求に対する」に改め、同項第2号中「裁決」を「審査請求に対する裁決」に、「市政情報」を「行政文書」に改める。

第12条の2中「(以下「諮問実施機関」という。)」を削り、「もの」を「者」に改め、同条第3号中「市政情報」を「行政文書」に改める。

第12条の3第1号中「公開の決定」を「公開決定」に改め、同条第2号中「公開決定等」を「公開の決定等」に、「市政情報」を「行政文書」に改める。

第13条から第13条の3までを削る。

第14条中「市政情報」を「行政文書」に改め、同条を第13条とし、第15条を第14条とする。

第16条中「市政情報」を「行政文書」に改め、同条を第15条とする。

第16条の2第1項中「指定管理者にあっては、指定管理業務」を「指定管理業務」に改め、同条を第16条とする。

第17条第1項中「市政情報の閲覧、写しの交付等」を「、行政文書の閲覧若しくは縦覧又はその写しの交付」に改め、「について」を削り、同条第2項中「この条例の規定は、前項」を「前項」に、「図面、写真等の閲覧について」を「図画及び電磁的記録については、この条例の規定」に改める。

議案第4号

かすみがうら市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

かすみがうら市情報公開・個人情報保護審査会条例を次のとおり制定する。

令和5年3月3日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市情報公開・個人情報保護審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、かすみがうら市情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

(設置)

第2条 次に掲げる法律又は条例の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、市に、かすみがうら市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(1) かすみがうら市情報公開条例（平成17年かすみがうら市条例第13号。

以下「情報公開条例」という。）第12条第3項

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項

報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項

(3) かすみがうら市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年かすみがうら市条例第 号）第45条第1項

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 諮問庁 情報公開条例第12条第3項の規定により審査会に諮問をした実施機関及び個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした市の機関をいう。
- (2) 行政文書 情報公開条例第7条第1項に規定する公開の決定等に係る行政文書をいう。
- (3) 保有個人情報 個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るものをいう。）をいう。

(組織)

第4条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 5 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。
- 6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第6条 審査会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項及び第12条において同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第8条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第9条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第10条 審査会は、第7条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第11条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第12条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第14条 第5条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、市の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日前に改正前のかすみがうら市情報公開条例（平成17年かすみがうら市条例第13号）第13条及び廃止前のかすみがうら市個人情報保護条例（平成17年かすみがうら市条例第14号）第31条の規定によるかすみがうら市情報公開等審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第5条第1項の規定により、審査会の委員として委嘱されたものとみなす。

2 前項の規定により施行日に委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第5条第2項の規定にかかわらず、旧審査会の委員としての任期の残任期間とする。

3 この条例の施行の日前に旧審査会にされた諮問（この条例の施行の際これ

に係る調査審議を終えていないものに限る。)は、施行日において審査会に諮問されたものとみなす。この場合において、旧審査会により施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより審査会により行われたものとみなす。

(かすみがうら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第43号)の一部を次のように改正する。

別表第1 附属機関の部中「情報公開等審査会委員」を「情報公開・個人情報保護審査会委員」に改める。

議案第5号

かすみがうら市審議監の設置等に関する条例の制定について

かすみがうら市審議監の設置等に関する条例を次のとおり制定する。

令和5年3月3日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市審議監の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、かすみがうら市審議監（以下「審議監」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長に直属して市政運営における重要施策に関する調査、調整等を行わせるため、審議監1人を置く。

2 審議監は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第3条第3項第4号に規定する特別職の職員とする。

3 審議監は、常勤とする。

(任期)

第3条 審議監の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(給与及び旅費等)

第4条 審議監の給料の月額は、35万6,800円とする。

2 前項に規定するもののほか、審議監の給与及び旅費については、かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年か

すみがうら市条例第40号)に規定する教育長の例による。

(その他)

第5条 この条例に定めるもののほか、審議監に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

2 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第40号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(令和5年4月から令和8年7月までの市長の給料月額に関する特例措置)

5 市長の給料月額は、令和5年4月から令和8年7月までの間で、かつ、かすみがうら市審議監の設置等に関する条例(令和5年かすみがうら市条例第 号)第2条の審議監を置く間に限り、第3条の規定にかかわらず、別表第1に定める給料月額から当該額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第4条に規定する期末手当の算定の基礎となる給料月額については適用しない。

(失効)

3 この条例は、令和8年7月22日限り、その効力を失う。

議案第6号

かすみがうら市長等の政治倫理条例の制定について

かすみがうら市長等の政治倫理条例を次のとおり制定する。

令和5年3月3日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市長等の政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その受託者たる市長、副市長、教育長及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第4号に規定する特別職の職員（以下「市長等」という。）が、市民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、その地位による影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な事項を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応え、もって公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。

(市長等及び市民の責務)

第2条 市長等は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し自ら進んでその高潔性を明らかにするよう努めなければならない。

2 市民は、主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する自覚を持ち、市長等に対し、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけをすることはもとより、道義的批判を受けるおそれのある寄附その他の行為を行ってはならない。

(政治倫理基準)

第3条 市長等は、市政に携わる責務を深く自覚し、人格及び倫理の向上に努めるため、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表者として、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (3) 政治活動に関する寄附行為について、政治的又は道義的批判を受けることをしないこと。市長の後援団体についても、同様とする。
- (4) 市が行う認可、許可、命令に関して、特定の企業、個人、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。
- (5) 一般職の職員の採用に関して、推薦、紹介等の有利な取り計らいをしないこと。
- (6) 市が発注する工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約に関して、特定の業者を推薦、紹介等の有利な取り計らいをしないこと。
- (7) 特定の新聞、雑誌若しくは機関誌の購読又はパーティー券の購入を強要しないこと。
- (8) セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他のその地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為及び人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

2 前項第4号から第8号までの規定は、市が関係する地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第221条第3項に規定する法人及び法第284条第1項に規定する組合についても適用する。

3 市長等は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑をもたれたときは、

第5条に規定する政治倫理審査会に出席し、自ら疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

(市の工事等の契約に関する遵守事項)

第4条 市長等の配偶者若しくは2親等以内の親族若しくは同居の親族若しくは市長等（以下「本人等」という。）が役員をしている企業又は実質的に経営に携わる企業は、法第142条の規定の趣旨を尊重し、市が発注する工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約（1件の契約額が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1号別表第5に掲げる額を超えない契約を除く。）への応募を辞退しなければならない。ただし、災害等で緊急を要するとき又は工事等の契約を辞退することにより市の行政執行若しくは市民生活に支障があるときは、この限りでない。

2 前項の「実質的に経営に携わる企業」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 本人等が資本金その他これらに準ずるものの3分の1を超えて出資している企業。この場合において、本人等が複数のときは、その出資金の合計を基準とする。

(2) 本人等が年額300万円を超える報酬（顧問料等その名目を問わない。）を受領している企業。この場合において、本人等が複数のときは、その報酬の合計を基準とする。

(3) 本人等が経営方針に明らかに関与している企業

3 前2項に該当する場合において、市長等は、市民に疑惑の念を生じさせないため、責任をもって当該企業の辞退届を提出するよう努めなければならない。

4 前項の辞退届は、市長等の任期開始の日から30日以内に、市長に提出するものとする。

(政治倫理審査会の設置)

第5条 政治倫理確立のための必要な事項を調査するため、法第138条の4

第3項の規定によりかすみがうら市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、市長及び市民から市長等の政治倫理基準及び遵守事項（前条で規定する遵守事項をいう。以下同じ。）の違反に関する調査請求があったときは、当該市長等に対し、事情を聴取し、若しくは資料の提出を求め、又はその関係者に対し必要な調査を行うものとする。
- 3 審査会の委員は、5人以内とし、地方自治の本旨に理解があり、かつ、専門的知識を有する者及び法第18条に定める選挙権を有する市民のうちから、市長が公正を期して委嘱する。
- 4 審査会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。また、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、任期が満了したときは、後任の委員が委嘱されるまでその職務を行う。
- 5 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。
- 6 審査会の委員は、何人に対しても職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 審査会の委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。
- 8 審査会の調査記録については、その写しを原則として所定の場所で閲覧することができる。ただし、審査会で非公開とした文書については、この限りでない。

（市民の調査請求権）

第6条 市民は、市長等が政治倫理基準又は遵守事項に違反する疑いがあると認めるときは、これを証する資料を添えて、法第18条に定める選挙権を有する市民の500分の1以上の連署とともに、文書で市長に調査を請求することができる。

- 2 市長は、前項の請求を受けたときは、10日以内にその書面の写しを添え

て、審査会に調査を求めるものとする。

(市の工事等の契約に関する遵守事項の違反行為に関する措置)

第7条 市長は、市長等が遵守事項に違反している疑いがあるときは、これを証する資料を添えて、速やかに審査会に調査を依頼しなければならない。

(審査会の調査)

第8条 審査会は、第6条第2項及び前条の規定による調査を求められたときは、当該事実の存否の調査を行い、60日以内に調査結果報告書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により調査結果の報告書の提出を受けたときは、10日以内に請求者に文書で回答しなければならない。

(市長等の協力義務)

第9条 市長等は、審査会から求めがあるときは、審査会に必要な資料を提出し、審査会の会議に出席して説明を行う等、調査審議に必要な協力をしなければならない。

(贈収賄罪の第1審有罪判決宣告後における説明会)

第10条 市長等は、当該市長等が刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4まで及び第198条に定める贈収賄罪により、第1審有罪判決の宣告を受け、なお引き続きその職に留まろうとするときは、市民に対する説明会(以下「説明会」という。)を開催しなければならない。

2 市民は、説明会において、市長等に質問することができる。

3 市民は、説明会が開催されないときは、法第18条に定める選挙権を有する市民の500分の1以上の連署をもって、市長に説明会の開催を請求することができる。

4 前項の請求は、第1審有罪判決の宣告の日から30日を経過した日以後20日以内に市長を通じて行うものとする。

(違反措置等)

第11条 市長は、市長等が審査会の調査において政治倫理基準又は遵守事項に違反しているとの報告があったときは、その旨を市報等で公表するものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の施行の際現に市長等の職にある者に対する第4条の規定の適用については、同条第4項中「市長等の任期開始の日」とあるのは、「この条例の施行の日」とする。

3 第10条の規定は、この条例の施行日以後に逮捕され、起訴され、又は有罪判決の宣告を受けた市長等について適用する。

(かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1 附属機関の部名誉市民選考委員会委員の項の前に次のように加える。

政治倫理 審査会委 員			7,500	37	2,100	12,500	2,100
-------------------	--	--	-------	----	-------	--------	-------

議案第7号

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

令和5年3月3日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

(かすみがうら市税条例の一部改正)

第1条 かすみがうら市税条例（平成17年かすみがうら市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「督促手数料、」を削る。

第21条を次のように改める。

第21条 削除

(かすみがうら市税外諸収入金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正)

第2条 かすみがうら市税外諸収入金督促手数料及び延滞金徴収条例（平成17年かすみがうら市条例第58号）の一部を次のように改正する。

題名中「督促手数料及び」を削る。

第1条中「督促手数料及び」を削る。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条を第3条とし、第5条を第4

条とする。

(かすみがうら市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第3条 かすみがうら市後期高齢者医療に関する条例（平成20年かすみがうら市条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6条」を「第5条」に、「第7条—第9条」を「第6条—第8条」に改める。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第3章中第7条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。

(かすみがうら市介護保険条例の一部改正)

第4条 かすみがうら市介護保険条例（平成18年かすみがうら市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

(かすみがうら市法定外公共物管理条例の一部改正)

第5条 かすみがうら市法定外公共物管理条例（平成17年かすみがうら市条例第132号）の一部を次のように改正する。

第10条見出し中「手数料及び」を削り、同条中「督促手数料及び」を削り、「に基づき手数料及び」を「の規定により」に改める。

(かすみがうら市水道事業給水条例の一部改正)

第6条 かすみがうら市水道事業給水条例（平成17年かすみがうら市条例第146号）の一部を次のように改正する。

第31条を次のように改める。

第31条 削除

(かすみがうら市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第7条 かすみがうら市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第141号）の一部を次のように改正する。

第13条を削り、第14条を第13条とし、第15条を第14条とする。

(かすみがうら市農業集落排水事業分担金に関する条例の一部改正)

第8条 かすみがうら市農業集落排水事業分担金に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第143号）の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に納期限の到来した歳入に関し発した督促状に係る督促手数料については、その督促状を発した日にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 8 号

かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例及びかすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例及びかすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 3 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例及びかすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例

(かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正)

第 1 条 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例(平成 21 年かすみがうら市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 条中「平成 35 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に改める。

(かすみがうら市企業立地促進条例の一部改正)

第2条 かすみがうら市企業立地促進条例（平成21年かすみがうら市条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成35年3月31日限りその」を「令和6年3月31日限り、その」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第9号

かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年3月3日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例（平成26年かすみがうら市条例第22号）の一部を次のように改正す
る。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、
放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の
安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課
後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、
職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する
事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、

当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食

中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後のかすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議案第10号

かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年3月3日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年かすみがうら市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家
庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、
利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所
等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓
練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以
下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必
要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を実行する場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業所を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第10条中「必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねさせることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない」を「その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置

する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねさせることができる」に改める。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

第25条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

第2条 この条例による改正後のかすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この条において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

議案第11号

かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年3月3日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年かすみがうら市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項各号列記以外の部分中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」

を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「並びにの」を「並びに」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」改める。

第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第12号

かすみがうら市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の
制定について

かすみがうら市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

令和5年3月3日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
かすみがうら市子ども・子育て会議条例（平成25年かすみがうら市条例第2
2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第13号

かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年3月3日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例
かすみがうら市国民健康保険条例（平成17年かすみがうら市条例第100号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係るかすみがうら市国民健康保険条例第5条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議案第14号

かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年3月3日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例（平成28年かすみ
がうら市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第
18条」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項」
に改める。

第8条第1号中「法第2条第3項」を「博物館法（昭和26年法律第285
号。以下「法」という。）第2条第4項」に改める。

第10条中「第20条」を「第23条第1項」に、「基づき」を「より」に
改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第15号

かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正
する条例を次のとおり制定する。

令和5年3月3日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の
一部を改正する条例

かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年
かすみがうら市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「都市建設部」を「上下水道部」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（かすみがうら市水道事業給水条例の一部改正）
- 2 かすみがうら市水道事業給水条例（平成17年かすみがうら市条例第146号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「管理し、異状」を「管理しなければならない。この場合において、異状」に改める。

(かすみがうら市下水道条例の一部改正)

3 かすみがうら市下水道条例（平成17年かすみがうら市条例第140号）

の一部を次のように改正する。

第13条の見出し中「管理者」を「管理責任者」に改める。

(経過措置)

4 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前のそれぞれの条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後の相当規定によりなされたものとみなす。

議案第16号

かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年3月3日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第149号）の一部を次のように改正する。

第2条中「605人」を「520人」に改める。

第3条第1号中「者」の次に「。ただし、団長が特に認める場合は、この限りでない。」を加え、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 年齢18歳以上の者

第4条第3号中「6箇月」を「6月」に改める。

第8条中「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第12条を次のように改める。

(報酬)

第12条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

2 団員には、次の表に定める年額報酬を支給する。

区分	報酬の額
団長	年額 102,000円
副団長	〃 82,000円
分団長	〃 70,000円
副分団長	〃 52,000円
部長	〃 42,500円
班長	〃 39,500円
団員	〃 36,500円
指導員	〃 52,000円

3 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次の表に定める出動報酬を支給する。

出動報酬		
分類	区分	支給額 (1日につき)
災害出動	災害	8,000円(出動が4時間に満たない場合は4,000円とし、2暦日にわたる出動の場合の初日の支給額も同様とする。)
警戒出動	警戒	1,000円

	捜索	災害出動の例による。
訓練等	複数の分団が参加する訓練等	2,000円
その他	災害出動のうち誤報や非火災等の事由によるもの	1,000円
	市長が特に必要と認めるもの	1,000円（出動が1時間を超える場合は、災害出動の例による。）

第13条第1項を次のように改める。

団員が前条第3項に規定する職務に従事する場合は、1回につき200円の費用弁償を支給する。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第17号

令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第14号）

令和4年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ627,388千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,487,205千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年3月3日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地 方 譲 与 税		229,448	1,936	231,384
	3 森 林 環 境 譲 与 税	6,448	1,936	8,384
11 地 方 交 付 税		3,850,000	139,704	3,989,704
	1 地 方 交 付 税	3,850,000	139,704	3,989,704
14 使 用 料 及 び 手 数 料		49,402	558	49,960
	1 使 用 料	26,480	558	27,038
15 国 庫 支 出 金		4,136,506	△13,159	4,123,347
	1 国 庫 負 担 金	2,026,033	△51,455	1,974,578
	2 国 庫 補 助 金	2,100,215	38,296	2,138,511
16 県 支 出 金		1,465,061	△78,266	1,386,795
	1 県 負 担 金	780,080	△14,357	765,723
	2 県 補 助 金	467,263	△42,725	424,538
	3 県 委 託 金	120,670	△6,029	114,641
	4 県 交 付 金	97,048	△15,155	81,893
17 財 産 収 入		23,857	1,000	24,857
	1 財 産 運 用 収 入	16,586	1,000	17,586
19 繰 入 金		1,038,580	△831,297	207,283
	1 基 金 繰 入 金	1,038,577	△896,742	141,835
	2 特 別 会 計 繰 入 金	3	65,445	65,448
20 繰 越 金		599,691	589,815	1,189,506
	1 繰 越 金	599,691	589,815	1,189,506
21 諸 収 入		382,281	△2,841	379,440

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 雑 入	330,153	△2,841	327,312
22 市	債	2,474,700	△434,838	2,039,862
	1 市 債	2,474,700	△434,838	2,039,862
歳 入	合 計	21,114,593	△627,388	20,487,205

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		140,812	△3,570	137,242
	1 議 会 費	140,812	△3,570	137,242
2 総 務 費		3,468,487	△311,969	3,156,518
	1 総 務 管 理 費	3,019,398	△279,010	2,740,388
	2 徴 税 費	228,362	△3,746	224,616
	4 選 挙 費	132,695	△29,213	103,482
3 民 生 費		7,045,250	△162,297	6,882,953
	1 社 会 福 祉 費	3,636,606	△23,174	3,613,432
	2 児 童 福 祉 費	2,728,951	△139,123	2,589,828
4 衛 生 費		2,245,057	△21,883	2,223,174
	1 保 健 衛 生 費	2,245,057	△21,883	2,223,174
6 農 林 水 産 業 費		782,366	△37,837	744,529
	1 農 業 費	766,440	△37,120	729,320
	3 水 産 業 費	3,780	△717	3,063
7 商 工 費		437,420	△16,363	421,057
	1 商 工 費	437,420	△16,363	421,057
8 土 木 費		1,903,243	40,099	1,943,342
	2 道 路 橋 梁 費	650,511	17,958	668,469
	3 河 川 費	9,828	△1,600	8,228
	4 都 市 計 画 費	1,123,558	23,741	1,147,299
9 消 防 費		892,670	△3,969	888,701
	1 消 防 費	892,670	△3,969	888,701

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教 育 費		2,148,589	△95,599	2,052,990
	1 教 育 総 務 費	258,242	△10,410	247,832
	2 小 学 校 費	599,313	△34,043	565,270
	3 中 学 校 費	781,614	△11,324	770,290
	4 社 会 教 育 費	331,127	△36,822	294,305
	5 保 健 体 育 費	178,293	△3,000	175,293
12 公 債 費		1,972,553	△14,000	1,958,553
	1 公 債 費	1,972,553	△14,000	1,958,553
歳 出 合 計		21,114,593	△627,388	20,487,205

第 2 表 繰越明許費

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	複合交流拠点施設等整備に要する経費	28,611
3 民生費	2 児童福祉費	民間保育所に要する経費	7,200
3 民生費	2 児童福祉費	認定こども園に要する経費	8,100
3 民生費	2 児童福祉費	家庭的保育等に要する経費	360
5 農林水産業費	1 農業費	園芸振興に要する経費	5,512
8 土木費	2 道路橋梁費	道路維持管理に要する経費	51,959
8 土木費	2 道路橋梁費	市道整備に要する経費	124,821
8 土木費	2 道路橋梁費	(仮称)千代田PAスマートIC関連事業に要する経費	19,361
8 土木費	4 都市計画費	公園整備に要する経費	35,262
合 計			281,186

第 3 表 地 方 債 補 正

1 変 更

(単位 千円)

補正前					補正後			
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
複合交流拠点施設等整備事業債	544,700	普通貸借又は証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。	362,200	普通貸借又は証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。
交通安全照明施設整備事業債	40,000				0			
飯田川外緊急浚渫推進事業債	8,400				6,800			
旧志土庫地区第1公民館解体事業債	23,100				0			
過疎地域スクールバス運行事業債	0				35,000			
臨時財政対策債	440,000				217,362			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,484,893	0	5,484,893
2 地 方 譲 与 税	229,448	1,936	231,384
3 利 子 割 交 付 金	2,632	0	2,632
4 配 当 割 交 付 金	19,193	0	19,193
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	30,994	0	30,994
6 法 人 事 業 税 交 付 金	75,551	0	75,551
7 地 方 消 費 税 交 付 金	895,493	0	895,493
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	126,000	0	126,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金	19,600	0	19,600
10 地 方 特 例 交 付 金	33,000	0	33,000
11 地 方 交 付 税	3,850,000	139,704	3,989,704
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	6,233	0	6,233
13 分 担 金 及 び 負 担 金	77,386	0	77,386
14 使 用 料 及 び 手 数 料	49,402	558	49,960
15 国 庫 支 出 金	4,136,506	△13,159	4,123,347
16 県 支 出 金	1,465,061	△78,266	1,386,795
17 財 産 収 入	23,857	1,000	24,857
18 寄 附 金	94,092	0	94,092
19 繰 入 金	1,038,580	△831,297	207,283
20 繰 越 金	599,691	589,815	1,189,506
21 諸 収 入	382,281	△2,841	379,440

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
22 市 債	2,474,700	△434,838	2,039,862
歳 入 合 計	21,114,593	△627,388	20,487,205

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1 議 会 費	140,812	△3,570	137,242					△3,570
2 総 務 費	3,468,487	△311,969	3,156,518	△3,029	△222,500	1,000		△87,440
3 民 生 費	7,045,250	△162,297	6,882,953	△57,635				△104,662
4 衛 生 費	2,245,057	△21,883	2,223,174	△15,848				△6,035
5 労 働 費	28,144	0	28,144					
6 農 林 水 産 業 費	782,366	△37,837	744,529	△22,526			△499	△14,812
7 商 工 費	437,420	△16,363	421,057				△14,064	△2,299
8 土 木 費	1,903,243	40,099	1,943,342	7,613	△1,600			34,086
9 消 防 費	892,670	△3,969	888,701				△2,342	△1,627
10 教 育 費	2,148,589	△95,599	2,052,990		11,900	1,107		△108,606
11 災 害 復 旧 費	2	0	2					
12 公 債 費	1,972,553	△14,000	1,958,553				△300,000	286,000
13 予 備 費	50,000	0	50,000					
歳 出 合 計	21,114,593	△627,388	20,487,205	△91,425	△212,200	△314,798		△8,965

2 歳 入

(款) 2 地方譲与税

(項) 3 森林環境譲与税

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 森林環境譲与税	6,448	1,936	8,384	1 森林環境譲与税	1,936	森林環境譲与税
計	6,448	1,936	8,384			

(款) 11 地方交付税

(項) 1 地方交付税

1 地方交付税	3,850,000	139,704	3,989,704	1 地方交付税	139,704	普通交付税
計	3,850,000	139,704	3,989,704			

(款) 14 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

4 商工使用料	687	△549	138	2 農村環境改善センター使用料	△549	農村環境改善センター使用料
6 教育使用料	6,007	1,107	7,114	1 公民館使用料	557	講堂使用料
				4 わかぐり運動公園使用料	550	テニスコートほか使用料
計	26,480	558	27,038			

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	1,866,852	△51,455	1,815,397	2 児童福祉費負担金	△45,750	児童手当交付金 △30,750 子どものための教育・保育給付費負担金 △15,000
				3 児童扶養手当給付費負担金	△3,931	児童扶養手当給付費負担金
				5 国民健康保険事業費負担金	△1,774	保険基盤安定負担金
計	2,026,033	△51,455	1,974,578			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	451,251	54,958	506,209	1 総務費補助金	54,958	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
2 民生費国庫補助金	490,212	△15,394	474,818	2 児童福祉費補助金	△6,110	子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）事業費補助金 △1,150 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）事務費補助金 △770

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
(2) 民生費国庫補助金						子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)事業費補助金 △3,750
						子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)事務費補助金 △440
				3 子ども・子育て支援交付金	△8,658	一時預かり事業 △2,676 地域子育て支援拠点事業 △5,982
				5 母子家庭等対策総合支援事業費補助金	△626	高等職業訓練促進給付金等事業費補助金
3 衛生費国庫補助金	292,923	△9,056	283,867	1 保健衛生費補助金	△9,056	循環型社会形成推進交付金
8 社会資本整備総合交付金	100,945	7,788	108,733	1 社会資本整備総合交付金	7,788	社会資本整備総合交付金 8,038 住宅・建築物安全ストック形成事業補助金 △250
計	2,100,215	38,296	2,138,511			

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	780,080	△14,357	765,723	2 児童福祉費負担金	△13,700	児童手当交付金 △6,200 子どものための教育・保育給付費負担金 △7,500
				4 国民健康保険事業費負担金	△1,715	保険基盤安定負担金
				5 後期高齢者医療事業費負担金	1,058	後期高齢者保険基盤安定負担金
計	780,080	△14,357	765,723			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

2 民生費県補助金	278,824	△31,387	247,437	2 老人福祉費補助金	△18,060	地域医療介護総合確保基金事業補助金
				4 児童福祉費補助金	△1,769	子どものための教育・保育給付費地方単独費用補助金
				5 子ども・子育て支援交付金	△8,658	一時預かり事業 △2,676 地域子育て支援拠点事業 △5,982

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
(2) 民生費県補助金				10 子育て世帯生活応援特別給付金(ひとり親世帯分)	△650	子育て世帯生活応援特別給付金(ひとり親世帯分) 事業費補助金
				11 子育て世帯生活応援特別給付金(その他世帯分)	△2,250	子育て世帯生活応援特別給付金(その他世帯分) 事業費補助金
3 衛生費県補助金	27,829	△6,792	21,037	1 保健衛生費補助金	△6,792	浄化槽設置整備事業費補助金
4 農林水産業費 県補助金	67,606	△4,371	63,235	1 農業費補助金	△4,371	機構集積協力金交付事業費補助金 438 国営造成施設管理体制整備促進事業補助金 1,888 農業次世代人材投資資金経営開始型補助金 △5,292 鳥獣被害防止総合対策補助金 △608 鳥獣被害防止促進補助金 △797
6 土木費県補助金	14,582	△175	14,407	1 土木費補助金	△175	茨城県木造住宅・ブロック塀等耐震化支援事業費補助金
計	467,263	△42,725	424,538			

(款) 16 県支出金

(項) 3 県委託金

1 総務費県委託金	119,106	△6,029	113,077	2 選挙費委託金	△6,029	茨城県議会議員一般選挙委託金 △3,717 参議院議員通常選挙委託金 △2,312
計	120,670	△6,029	114,641			

(款) 16 県支出金

(項) 4 県交付金

1 総務費県交付金	2,457	3,000	5,457	1 総務費交付金	3,000	茨城県過疎地域持続的発展支援交付金
2 農林水産業費 県交付金	94,591	△18,155	76,436	1 農業費交付金	△18,155	多面的機能支払事業費
計	97,048	△15,155	81,893			

(款) 17 財産収入

(項) 1 財産運用収入

1 財産貸付収入	6,578	1,000	7,578	1 土地建物貸付収入	1,000	土地・建物貸付収入
計	16,586	1,000	17,586			

(款) 19 繰入金

(項) 1 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	577,984	△577,984	0	1 財政調整基金繰入金	△577,984	財政調整基金
2 減債基金繰入金	300,000	△300,000	0	1 減債基金繰入金	△300,000	市債元金償還金
4 地域づくり基金繰入金	145,909	△18,758	127,151	1 地域づくり基金繰入金	△18,758	企業立地促進事業 ふるさと応援寄附金活用
計	1,038,577	△896,742	141,835			

(款) 19 繰入金

(項) 2 特別会計繰入金

2 後期高齢者医療特別会計繰入金	1	15,730	15,731	1 後期高齢者医療特別会計繰入金	15,730	後期高齢者医療特別会計繰入金
3 介護保険特別会計繰入金	1	49,715	49,716	1 介護保険特別会計繰入金	49,715	介護保険特別会計繰入金
計	3	65,445	65,448			

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	599,691	589,815	1,189,506	1 繰越金	589,815	前年度繰越金
計	599,691	589,815	1,189,506			

(款) 21 諸収入

(項) 5 雑入

7 雑入	290,606	△2,841	287,765	1 雑入	△2,841	消防団員退職報償金 茨城県農林振興公社委託金
計	330,153	△2,841	327,312			△2,342 △499

(款) 22 市債

(項) 1 市債

1 総務債	584,700	△222,500	362,200	1 複合交流拠点施設等整備事業債	△182,500	複合交流拠点施設等整備事業債
				2 交通安全照明施設整備事業債	△40,000	交通安全照明施設整備事業債
3 土木債	346,800	△1,600	345,200	3 緊急浚渫推進事業債	△1,600	飯田川外緊急浚渫推進事業債

(款) 22 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 教育債	411,300	11,900	423,200	2 旧志土庫地区第1 公民館解体事業債	△23,100	旧志土庫地区第1 公民館解体事業債
				4 教育振興事業債	35,000	過疎地域スクールバス運行事業債
6 臨時財政対策債	440,000	△222,638	217,362	1 臨時財政対策債	△222,638	臨時財政対策債
計	2,474,700	△434,838	2,039,862			

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源		一 般 財 源	区 分	金 額			
				国 県 支 出 金	地 方 債					そ の 他	
1 議 会 費	140,812	△3,570	137,242				△3,570	3 職 員 手 当 等	△1,143	02 市議会運営事業	△3,570
								8 旅 費	△2,387	0201 市議会運営に要する経費	△1,143
								10 需 用 費	△40	3 議員期末手当	△1,143
										0203 市議会研修活動に要する経費	△2,427
										8 職員普通旅費	△706
										8 議員旅費	△1,681
										10 消耗品費	△40
計	140,812	△3,570	137,242				△3,570				

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	979,936	△3,762	976,174				△3,762	1 報 酬	△1,378	02 秘書業務事業	△2,447
								4 共 済 費	△269	0202 市長・副市長秘書業務に要する経費	△2,447
								9 交 際 費	△800	1 会計年度任用職員（運転手）報酬	△1,378
								12 委 託 料	△1,096	4 会計年度任用職員社会保険料	△269
								13 使 用 料 及 び 賃 借 料	△219	9 市長交際費	△600
										9 副市長交際費	△200
4 会計管理費	4,618	△840	3,778				△840	13 使 用 料 及 び 賃 借 料	△840	03 広報事業	△1,315
										0301 広報に要する経費	△1,315
										12 ホームページ運営支援委託	△145
										12 広報誌編集業務委託	△308
										12 ホームページヘルプデスク業務委託	△500
										12 広報アプリ維持管理業務委託	△53
5 財産管理費	364,997	△3,173	361,824	3,000		1,000	△7,173	10 需 用 費	3,189	01 会計管理事業	△840
								12 委 託 料	△12,065	0101 会計管理に要する経費	△840
								14 工 事 請 負 費	△3,490	13 伝送システム使用料	△840
								17 備 品 購 入 費	△1,804	01 公有財産調整事業	△3,985
								24 積 立 金	10,997	0101 公有財産調整に要する経費	△3,985
										12 廃校利活用等支援業務委託	△495
		14 廃校小学校遊具撤去工事	△3,490								
				02 庁舎等財産管理事業	△15,184						
				0201 千代田庁舎管理に要する経費	△1,804						
				17 公用車	△1,804						

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
(5財産管理費)									0203 旧小学校施設管理に要する経費 △13,380 10 修繕料 △1,810 12 消防設備保守委託 △520 12 用地測量委託 △11,050 05 あじさい館管理事業 4,999 0501 あじさい館管理に要する経費 4,999 10 光熱水費 4,999 06 基金運用事業 10,997 0601 基金運用益等の積立に要する経費 10,997 24 公共施設等整備基金積立金 9,061 24 森林環境譲与税基金積立金 1,936	
7情報管理費	214,316	△1,836	212,480				△1,836	12 委託料 △1,000 13 使用料及び賃借料 △836	01 情報環境管理運営事業 △1,836 0101 イン트라ネット整備に要する経費 △836 13 機器借上料 △550 13 CMSクラウド使用料 △286 0103 基幹系電算システム管理に要する経費 △1,000 12 基幹系システム用端末設定業務委託 △1,000	
8生活安全対策費	139,995	△93,470	46,525		△40,000		△53,470	12 委託料 △7,089 14 工事請負費 △86,381	01 生活安全対策事業 △93,470 0101 交通安全対策に要する経費 △89,080 12 照明施設設置積算業務委託 △1,500 12 交通安全照明施設設置工事現場技術支援業務委託 △1,199 14 交通安全照明施設設置工事 △86,381 0102 地域安全対策に要する経費 △4,390 12 空家調査業務委託 △4,390	
9地域振興費	60,960	△6,390	54,570				△6,390	18 負担金、補助及び交付金 △6,390	03 移住定住促進事業 △6,390 0301 移住定住・結婚支援に要する経費 △6,390 18 移住促進住宅取得支援補助金 △6,390	
10複合交流拠点施設等整備費	1,202,755	△169,539	1,033,216		△182,500		12,961	12 委託料 △73,700 16 公有財産購入費 △95,839	01 複合交流拠点施設等整備事業 △169,539 0101 複合交流拠点施設等整備に要する経費 △169,539 12 複合交流拠点施設等実施設計業務委託 △73,700	

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
10 複合交流拠点施設等整備費									16 複合交流拠点施設等用地取得費	△95,839
計	3,019,398	△279,010	2,740,388	3,000	△222,500	1,000	△60,510			

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税费

2 賦課費	70,698	△3,746	66,952				△3,746	12 委託料	△3,746	01 市税賦課事務事業 0102 固定資産適正評価に要する経費 12 不動産鑑定評価委託	△3,746 △3,746 △3,746
計	228,362	△3,746	224,616				△3,746				

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

2 参議院議員通常選挙費	27,343	△2,312	25,031	△2,312				3 職員手当等	△1,582	01 参議院議員通常選挙事業 0101 職員等人件費 3 時間外勤務手当 3 管理職員特別勤務手当 0102 参議院議員通常選挙に要する経費 10 消耗品費	△2,312 △1,582 △1,000 △582 △730 △730
								10 需用費	△730		
3 茨城県議会議員選挙費	24,227	△3,717	20,510	△3,717				3 職員手当等	△2,202	01 茨城県議会議員選挙事業 0101 職員等人件費 3 時間外勤務手当 0102 茨城県議会議員選挙に要する経費 10 消耗品費 12 投開票システム等保守点検業務委託	△3,717 △2,202 △2,202 △1,515 △846 △669
								10 需用費	△846		
								12 委託料	△669		
4 市長選挙費	26,407	△17,055	9,352					1 報酬	△1,877	01 市長選挙事業 0101 職員等人件費 3 時間外勤務手当 3 管理職員特別勤務手当 0102 市長選挙に要する経費 1 委員等報酬 10 消耗品費 10 食糧費 11 通信運搬費 12 選挙人名簿作成等業務委託 12 投開票システム等保守点検業務委託	△17,055 △7,309 △294 △9,746 △1,877 △1,463 △767 △1,034 △645 △1,602
								3 職員手当等	△7,309		
								10 需用費	△2,230		
								11 役務費	△1,034		
								12 委託料	△2,247		
								18 負担金、補助及び交付金	△2,358		

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
(4市長選挙費)									18 市長選挙公営負担金	△2,358	
6 市議会議員補欠選挙費	12,118	△6,129	5,989				△6,129	3 職員手当等	△1,325	01 市議会議員補欠選挙事業費	△6,129
								18 負担金、補助及び交付金	△4,804	0101 職員等人件費	△1,325
										3 時間外勤務手当	△1,325
										0102 市議会議員補欠選挙に要する経費	△4,804
										18 市議会議員補欠選挙公営負担金	△4,804
計	132,695	△29,213	103,482	△6,029			△23,184				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

3 老人福祉費	91,798	△23,538	68,260	△18,060			△5,478	18 負担金、補助及び交付金	△18,060	01 高齢者対策事業	△23,538
								19 扶助費	△5,478	0101 要援護高齢者等対策に要する経費	△23,538
										18 地域医療介護総合確保基金事業補助金	△18,060
										19 老人保護措置費	△5,478
7 国民健康保険費	317,584	△1,047	316,537	△3,489			2,442	27 繰出金	△1,047	01 国民健康保険事業	△1,047
										0101 国民健康保険特別会計繰出に要する経費	△1,047
										27 国民健康保険特別会計繰出金	△1,047
8 後期高齢者医療費	581,397	1,411	582,808	1,058			353	27 繰出金	1,411	01 後期高齢者医療事業	1,411
										0102 後期高齢者医療保険特別会計繰出に要する経費	1,411
										27 後期高齢者医療特別会計繰出金	1,411
計	3,636,606	△23,174	3,613,432	△20,491			△2,683				

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉総務費	34,827	△5,407	29,420				△5,407	1 報酬	△3,493	01 子ども・子育て支援事業	△5,407
								3 職員手当等	△918	0101 家庭児童相談に要する経費	△5,407
								4 共済費	△996	1 会計年度任用職員(家庭児童相談員等)報酬	△3,493
										3 会計年度任用職員期末手当	△918
										4 会計年度任用職員社会保険料	△996
2 児童措置費	997,930	△61,299	936,631	△11,219			△50,080	12 委託料	△1,210	01 児童措置事業	△61,299

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
(3保育所費)									1 会計年度任用職員（保育士等）報酬 △11,080 3 会計年度任用職員期末手当 △2,719 4 会計年度任用職員社会保険料 △2,200 8 会計年度任用職員費用弁償 △1,080 14 わかぐり保育所外壁塗装工事 △1,386	
4児童福祉施設費	1,078,704	△40,314	1,038,390	△25,925			△14,389	18 負担金、補助及び交付金 △10,314	01 児童福祉施設維持管理事業 △40,314 0101 民間保育所に要する経費 △18,774 18 子ども・子育て支援交付金 △25,974 18 保育緊急対策事業補助金 7,200 19 扶助費 △30,000	
								△30,000	0102 認定こども園に要する経費 △21,900 18 保育緊急対策事業補助金 8,100 19 市内認定こども園給付費 △30,000 0103 家庭的保育等に要する経費 360 18 保育緊急対策事業補助金 360	
計	2,728,951	△139,123	2,589,828	△37,144			△101,979			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

2予防費	121,170	1,783	122,953				1,783	22 償還金、利子及び割引料 1,783	01 感染症等対策事業 1,783 0101 感染症対策に要する経費 1,783 22 国庫負担金等返還金 1,783
7環境保全対策費	481,229	△23,666	457,563	△15,848			△7,818	18 負担金、補助及び交付金 △23,666	02 水質保全対策事業 △23,666 0201 浄化槽設置整備に要する経費 △23,666 18 浄化槽等設置事業費補助金 △23,666
計	2,245,057	△21,883	2,223,174	△15,848			△6,035		

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

3農業振興費	85,333	△8,913	76,420	△6,697			△2,216	7 報償費 △1,127	01 農業振興事業 △6,004 0101 農業振興に要する経費 △6,004 18 農業次世代人材投資資金経営開始型補助金 △5,292 18 第三者継承促進事業補助金 △712 02 有害鳥獣対策事業 △2,909 0201 有害鳥獣対策に要する経費 △2,909 7 有害鳥獣捕獲処理謝礼 △1,127 12 有害鳥獣捕獲事業委託 △645
								12 委託料 △645	
								18 負担金、補助及び交付金 △7,141	

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源		一般財源	区分	金額			
				国県支出金	地方債					その他	
(3 農業振興費)									18 鳥獣被害防止施設整備支援事業補助金	△1,137	
4 農地利用対策費	64,278	△2,794	61,484	438		△499	△2,733	1 報酬	△499	01 農地利用促進事業	△2,794
								18 負担金、補助及び交付金	△2,295	0101 米政策推進に要する経費	△2,733
										18 水田利活用推進事業助成金	△2,733
										0102 農地中間管理に要する経費	△61
										1 会計年度任用職員(事務補助)報酬	△499
										18 機構集積協力金	438
5 土地改良費	206,724	△25,413	181,311	△16,267			△9,146	18 負担金、補助及び交付金	△25,413	01 土地改良事業	△25,413
										0101 土地改良整備支援に要する経費	△787
										18 小規模土地改良事業補助金	△787
										0102 土地改良助成に要する経費	△3,118
										18 畑地帯総合整備事業負担金	△1,500
										18 農業水利施設電気料金高騰対策支援金	△1,618
										0103 国営造成施設管理体制整備に要する経費	2,698
										18 霞ヶ浦土地改良区補助金	2,698
										0104 農地維持・資源向上対策に要する経費	△24,206
										18 農地維持・資源向上対策交付金	△24,206
計	766,440	△37,120	729,320	△22,526		△499	△14,095				

(款) 6 農林水産業費

(項) 3 水産業費

1 水産業振興費	3,780	△717	3,063				△717	18 負担金、補助及び交付金	△717	01 水産振興事業	△717
										0101 水産振興に要する経費	△717
										18 水産加工特産品キャンペーン事業補助金	△717
計	3,780	△717	3,063				△717				

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

2 商工振興費	232,877	△13,515	219,362			△13,515		18 負担金、補助及び交付金	△13,515	03 企業立地促進事業	△13,515
										0301 企業立地促進に要する経費	△13,515
										18 企業立地促進助成金	△13,515

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
3 観光振興費	9,620	△325	9,295				△325	13 使用料及び賃借料	△130	01 観光振興事業 △325 0101 観光PR推進に要する経費 △195 14 活性化センター生産物直売所トイレ修繕工事 △195 0102 シティプロモーションに要する経費 △130 13 イベント出店料 △130
4 観光施設費	99,387	△2,523	96,864			△549	△1,974	10 需用費 △240 11 役務費 △1,000 12 委託料 △697 14 工事請負費 △586	01 観光施設等管理運営事業 △2,523 0101 雪入ふれあいの里公園等管理運営に要する経費 △586 14 三ツ石森林公園休憩所整備工事 △586 0106 農村環境改善センター管理運営に要する経費 △1,937 10 燃料費 △240 11 手数料 △1,000 12 空調設備保守業務委託 △136 12 消防設備保守点検委託 △42 12 清掃業務委託 △19 12 施設維持管理委託 △500	
計	437,420	△16,363	421,057			△14,064	△2,299			

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

1 道路橋梁維持費	234,797	△1,403	233,394				△1,403	14 工事請負費	△1,403	01 道路維持管理事業 △1,403 0101 道路維持管理に要する経費 △1,403 14 道路改修工事 △1,403
2 道路橋梁新設改良費	415,714	19,361	435,075	8,038			11,323	12 委託料	19,361	01 市道整備事業 19,361 0102 (仮称)千代田PAスマートIC関連事業に要する経費 19,361 12 路線及び用地測量業務委託 9,306 12 土質地質調査業務委託 10,055
計	650,511	17,958	668,469	8,038			9,920			

(款) 8 土木費

(項) 3 河川費

1 河川改良費	9,828	△1,600	8,228		△1,600			10 需用費	△1,600	01 河川維持管理事業 △1,600 0101 河川維持管理に要する経費 △1,600 10 修繕料 △1,600
計	9,828	△1,600	8,228		△1,600					

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一財般源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
2都市計画推進費	987,404	23,741	1,011,145	△425			24,166	12委託料 18負担金、補助及び交付金	35,262 △11,521	01 都市計画推進事業 0101 都市計画調整に要する経費 18 危険ブロック塀等撤去費補助金 18 住まいるマイホーム応援補助金 0106 公園整備に要する経費 12 公園整備基本設計業務委託	23,741 △11,521 △500 △11,021 35,262 35,262
計	1,123,558	23,741	1,147,299	△425			24,166				

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

1常備消防費	650,854	3,667	654,521				3,667	10 需用費	3,667	02 常備消防事業 0201 常備消防に要する経費 10 燃料費 10 光熱水費	3,667 3,667 864 2,803
2非常備消防費	67,727	△4,809	62,918			△2,342	△2,467	1 報酬 7 報償費 13 使用料及び賃借料 18 負担金、補助及び交付金	△1,215 △2,342 △65 △1,187	01 消防団運営事業 0101 消防団運営に要する経費 1 団員報酬 7 消防団員退職報償金 13 茨城県消防ポンプ操法競技大会県南北部地区大会設営借上料 18 茨城県消防協会県南北部支部負担金 18 消防団員福祉共済掛金 18 茨城県消防ポンプ操法競技大会県南北部地区大会運営負担金 18 消防団員研修負担金 18 茨城県消防ポンプ操法競技大会県南北部地区大会出場補助金	△4,809 △4,809 △1,215 △2,342 △65 △80 △135 △100 △294 △578
4災害対策費	56,709	△2,827	53,882				△2,827	10 需用費 11 役務費 12 委託料	△1,700 △500 △627	02 防災・災害対策事業 0201 災害対策に要する経費 10 消耗品費 11 電話料 11 通信運搬費 12 戸別受信機移設業務委託	△2,827 △2,827 △1,700 △300 △200 △627
計	892,670	△3,969	888,701			△2,342	△1,627				

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
2事務局費	101,204	△5,280	95,924				△5,280	13 使用料及び賃借料	△5,280	02 教育委員会事務局運営事業 0201 教育委員会事務局運営に要する経費 13 バス借上料 13 公用車借上料	△5,280 △5,280 △4,873 △407
3一般管理費	68,069	△4,060	64,009				△4,060	1 報酬 3 職員手当等 4 共済費 18 負担金、補助及び交付金	△1,070 △1,100 △960 △930	01 教育総務事業 0102 教育推進団体設置に要する経費 18 教育研究会補助金 02 教育支援事業 0203 学校支援員設置に要する経費 1 会計年度任用職員(学校支援員)報酬 3 会計年度任用職員期末手当 4 会計年度任用職員社会保険料	△930 △930 △930 △3,130 △3,130 △1,070 △1,100 △960
4教育振興対策費	86,174	△1,070	85,104				△1,070	12 委託料	△1,070	02 特色ある学校づくり事業 0201 英語指導助手設置に要する経費 12 英語指導助手委託	△1,070 △1,070 △1,070
計	258,242	△10,410	247,832				△10,410				

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

1小学校管理費	599,313	△34,043	565,270		20,400		△54,443	7 報償費 10 需用費 11 役務費 12 委託料 17 備品購入費	△1,300 △1,364 △500 △27,810 △3,069	01 児童支援事業 0103 小学校就学支援に要する経費 7 入学記念品 02 小学校管理運営事業 0201 小学校管理運営に要する経費 12 教職員パソコン保守 12 小学校スクールバス運行委託 0202 小学校給食管理運営に要する経費 12 小学校給食業務委託 0204 小学校コンピューター管理に要する経費 10 修繕料 17 GIGAスクール対応タブレットPC 03 小学校施設維持管理事業	△1,300 △1,300 △1,300 △31,673 △25,140 △610 △24,530 △2,100 △2,100 △4,433 △1,364 △3,069 △1,070
---------	---------	---------	---------	--	--------	--	---------	---	---	---	---

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一財	般源		区分	金額
				国県支出金	地方債	その他					
(1) 小学校管理費									0301 小学校施設維持管理に要する経費 △1,070 11 電話料 △480 11 手数料 △20 12 消防設備保守委託 △380 12 電気工作物保守委託 △50 12 遊具点検委託 △60 12 体育館内器具点検委託 △80		
計	599,313	△34,043	565,270		20,400		△54,443				

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

1 中学校管理費	781,614	△11,324	770,290		14,600		△25,924	10 需用費	△792	01 生徒支援事業	△4,800
								12 委託料	△3,950	0104 中学校部活動支援に要する経費	△4,800
								17 備品購入費	△1,782	18 中学校部活動補助金	△4,800
								18 負担金、補助及び交付金	△4,800	02 中学校管理運営事業	△5,634
										0201 中学校管理運営に要する経費	△960
										12 教職員パソコン保守	△960
										0202 中学校給食管理運営に要する経費	△2,100
										12 中学校給食業務委託	△2,100
										0204 中学校コンピューター管理に要する経費	△2,574
										10 修繕料	△792
		17 GIGAスクール対応タブレットPC	△1,782								
		03 中学校施設維持管理事業	△890								
		0301 中学校施設維持管理に要する経費	△890								
		12 昇降機点検委託	△40								
		12 施設警備委託	△30								
		12 消防設備保守委託	△80								
		12 浄化槽保守委託	△100								
		12 特殊建築物定期報告委託	△640								
計	781,614	△11,324	770,290		14,600		△25,924				

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

2 公民館費	116,153	△32,967	83,186		△23,100	557	△10,424	12 委託料	△3,265	02 公民館維持管理事業	△32,070
										0202 千代田公民館管理に要する経費	△715

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			区分	金額			
				国県支出金	地方債	その他				一財	般源
(2 公民館費)											
							13 使用料及び賃借料	△897	14 身障者用車両駐車区画線及び看板設置工事 0203 旧地区公民館管理に要する経費	△715 △31,355	
							14 工事請負費	△28,805	12 旧志土庫地区第1公民館解体工事実施設計業務委託 12 旧志土庫地区第1公民館解体工事監理業務委託 12 旧志土庫地区第1公民館アスペスト含有調査委託 14 旧志土庫地区第1公民館解体工事 04 公民館コミュニティ形成事業 0403 下稻吉中地区公民館コミュニティ活動に要する経費	△1,551 △834 △880 △28,090 △897 △897	
									13 イベント機材等借上料	△897	
3 図書館費	60,638	△3,221	57,417				△3,221	1 報酬	△2,582	02 図書館管理運営事業	△3,221
								3 職員手当等	△639	0201 図書館運営に要する経費	△3,221
										1 会計年度任用職員(図書館司書等)報酬 3 会計年度任用職員期末手当	△2,582 △639
4 文化振興費	77,689	△634	77,055				△634	12 委託料	△634	03 文化財事業 0301 文化財保護に要する経費	△634 △634
										12 文化財保存活用地域計画策定業務委託	△634
計	331,127	△36,822	294,305		△23,100	557	△14,279				

(款) 10 教育費

(項) 5 保健体育費

2 体育施設管理費	131,046	△3,000	128,046			550	△3,550	16 公有財産購入費	△3,000	01 体育施設管理運営事業 0102 わかぐり運動公園管理運営に要する経費(財源振替) 0106 (仮称)スポーツ公園管理運営に要する経費	△3,000 △3,000
										16 公園用地取得費	△3,000
計	178,293	△3,000	175,293			550	△3,550				

(款) 12 公債費

(項) 1 公債費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1元 金	1,870,995	0	1,870,995			△300,000	300,000			01 市債償還事業(元金) 0101 市債償還に要する経費 (元金) (財源振替)	
2利 子	101,548	△14,000	87,548				△14,000	22 償還金、 利子 及び 割引料	△14,000	01 市債償還事業(利子) 0101 市債償還に要する経費 (利子) 22 地方債利子	△14,000 △14,000 △14,000
計	1,972,553	△14,000	1,958,553			△300,000	286,000				

給与費明細書

1 特別職

(単位 千円)

区 分		職員数(人)	給 与 費					共 済 費	合 計
			報 酬	給 料	期末手当 年間支給率 (月分)	その他 の手当	計		
補正後	長 等	3		17,421	5,991 (3.35)	3,273	26,685	3,743	30,428
	議 員	16	52,620		15,751 (3.35)		68,371	16,901	85,272
	その他の特別職	1,519	52,301				52,301	631	52,932
	計	1,538	104,921	17,421	21,742	3,273	147,357	21,275	168,632
補正前	長 等	3		17,421	5,991 (3.35)	3,273	26,685	3,743	30,428
	議 員	16	52,620		16,894 (3.35)		69,514	16,901	86,415
	その他の特別職	1,737	55,393				55,393	631	56,024
	計	1,756	108,013	17,421	22,885	3,273	151,592	21,275	172,867
比 較	長 等								
	議 員				△ 1,143		△ 1,143		△ 1,143
	その他の特別職	△ 218	△ 3,092				△ 3,092		△ 3,092
	計	△ 218	△ 3,092		△ 1,143		△ 4,235		△ 4,235

2 一般職

(1)総括

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	371 (13) 【 204】	【 275,168】	1,416,099	993,984 【 50,791】	2,410,083 【 325,959】	448,905 【 50,022】	2,858,988 【 375,981】
補正前	371 (13) 【 211】	【 304,560】	1,416,099	1,006,402 【 58,575】	2,422,501 【 363,135】	448,905 【 56,387】	2,871,406 【 419,522】
比 較	【△ 7】	【△ 29,392】		△ 12,418 【△ 7,784】	△ 12,418 【△ 37,176】	【△ 6,365】	△ 12,418 【△ 43,541】

()内は再任用短時間勤務職員数を別掲、【 】内は会計年度任用職員を別掲、会計年度任用職員の手当は期末手当のみとなる。

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	管理職手当
	補正後	44,355	289,001	253,136	21,074	27,066	77,866	3,378	51,626
	補正前	44,355	289,001	253,136	21,074	27,066	89,408	3,378	51,626
	比 較						△ 11,542		
職員 手当 等の 内訳	区 分	宿日直手当	休日勤務手当	夜間勤務手当	退職手当	管理職員特別 勤務手当	地域手当	単身赴任手当	
	補正後	2,148	24,649	5,508	187,699	4,767	1,351	360	
	補正前	2,148	24,649	5,508	187,699	5,643	1,351	360	
	比 較					△ 876			

議案第18号

令和4年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和4年度かすみがうら市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ396,304千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,468,749千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月3日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		845,797	△20,000	825,797
	1 国民健康保険税	845,797	△20,000	825,797
4 県支出金		2,869,523	300,000	3,169,523
	1 県補助金	2,869,522	300,000	3,169,522
6 繰入金		342,584	△1,047	341,537
	1 一般会計繰入金	317,584	△1,047	316,537
7 繰越金		1	117,351	117,352
	1 繰越金	1	117,351	117,352
歳入合計		4,072,445	396,304	4,468,749

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保 険 給 付 費		2,822,551	300,000	3,122,551
	1 療 養 諸 費	2,433,400	250,000	2,683,400
	2 高 額 療 養 費	370,860	50,000	420,860
7 基 金 積 立 金		180	95,593	95,773
	1 基 金 積 立 金	180	95,593	95,773
8 諸 支 出 金		5,105	711	5,816
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	5,103	711	5,814
歳 出 合 計		4,072,445	396,304	4,468,749

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	845,797	△20,000	825,797
2 使用料及び手数料	550	0	550
3 国庫支出金	1	0	1
4 県支出金	2,869,523	300,000	3,169,523
5 財産収入	180	0	180
6 繰入金	342,584	△1,047	341,537
7 繰越金	1	117,351	117,352
8 諸収入	13,809	0	13,809
歳入合計	4,072,445	396,304	4,468,749

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	45,767	0	45,767				
2 保 険 給 付 費	2,822,551	300,000	3,122,551	300,000			
3 国民健康保険事業費納付金	1,117,113	0	1,117,113				
4 共 同 事 業 拠 出 金	1	0	1				
5 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1	0	1				
6 保 健 事 業 費	66,727	0	66,727				
7 基 金 積 立 金	180	95,593	95,773				95,593
8 諸 支 出 金	5,105	711	5,816				711
9 予 備 費	15,000	0	15,000				
歳 出 合 計	4,072,445	396,304	4,468,749	300,000			96,304

2 歳 入

(款) 1 国民健康保険税

(項) 1 国民健康保険税

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般被保険者国民健康保険税	845,731	△20,000	825,731	1 現年課税分	△20,000	医療給付費分現年課税分 後期高齢者支援金分現年課税分
計	845,797	△20,000	825,797			△15,000 △5,000

(款) 4 県支出金

(項) 1 県補助金

1 保険給付費等交付金	2,869,522	300,000	3,169,522	1 普通交付金	300,000	普通交付金
計	2,869,522	300,000	3,169,522			

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	317,584	△1,047	316,537	1 一般会計繰入金	△1,047	保険基盤安定繰入金（支援分） 保険基盤安定繰入金（軽減分） 未就学児均等割保険税繰入金 国保財政安定化支援事業分 保健事業分
計	317,584	△1,047	316,537			△3,304 △1,104 △244 △229 3,834

(款) 7 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	1	117,351	117,352	1 その他の繰越金	117,351	前年度繰越金
計	1	117,351	117,352			

3 歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一 般 被 保 険 者 療 養 給 付 費	2,400,000	250,000	2,650,000	250,000			18 負担金、補助及び交付金	250,000	01 一般被保険者療養給付に要する経費 250,000 0101 一般被保険者療養給付に要する経費 250,000 18 一般被保険者療養給付費 250,000	
計	2,433,400	250,000	2,683,400	250,000						

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額療養費

1 一 般 被 保 険 者 高 額 療 養 費	370,000	50,000	420,000	50,000			18 負担金、補助及び交付金	50,000	01 一般被保険者高額療養に要する経費 50,000 0101 一般被保険者高額療養に要する経費 50,000 18 一般被保険者高額療養費 50,000
計	370,860	50,000	420,860	50,000					

(款) 7 基金積立金

(項) 1 基金積立金

1 支 払 準 備 基 金 積 立 金	180	95,593	95,773				95,593	24 積立金	95,593	01 支払準備基金積立金に要する経費 95,593 0101 支払準備基金積立金に要する経費 95,593 24 国保支払準備基金積立金 95,593
計	180	95,593	95,773				95,593			

(款) 8 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

5 そ の 他 償 還 金	1	711	712				711	22 償還金、利子及び割引料	711	01 その他償還に要する経費 711 0101 その他償還に要する経費 711 22 国庫負担金等返還金 711
計	5,103	711	5,814				711			

議案第19号

令和4年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和4年度かすみがうら市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,141千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ979,518千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月3日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰 入 金		536,324	1,411	537,735
	1 一 般 会 計 繰 入 金	536,324	1,411	537,735
4 繰 越 金		1,378	15,730	17,108
	1 繰 越 金	1,378	15,730	17,108
歳 入 合 計		962,377	17,141	979,518

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		953,993	1,411	955,404
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	953,993	1,411	955,404
3 諸 支 出 金		1,001	15,730	16,731
	2 繰 出 金	1	15,730	15,731
歳 出 合 計		962,377	17,141	979,518

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	423,673	0	423,673
2 使用料及び手数料	1	0	1
3 繰入金	536,324	1,411	537,735
4 繰越金	1,378	15,730	17,108
5 諸収入	1,001	0	1,001
歳入合計	962,377	17,141	979,518

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	6,383	0	6,383				
2 後期高齢者医療広域連合納付金	953,993	1,411	955,404				1,411
3 諸 支 出 金	1,001	15,730	16,731				15,730
4 予 備 費	1,000	0	1,000				
歳 出 合 計	962,377	17,141	979,518				17,141

2 歳 入

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 保険基盤安定繰入金	106,139	1,411	107,550	1 保険基盤安定繰入金	1,411	保険基盤安定繰入金
計	536,324	1,411	537,735			

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	1,378	15,730	17,108	1 繰越金	15,730	繰越金
計	1,378	15,730	17,108			

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 後期高齢者医療広域連合納付金	953,993	1,411	955,404				1,411	18 負担金、補助及び交付金	1,411	01 後期高齢者医療広域連合納付に要する経費 1,411 0101 後期高齢者医療広域連合納付に要する経費 1,411 18 保険基盤安定納付金 1,411
計	953,993	1,411	955,404				1,411			

(款) 3 諸支出金

(項) 2 繰出金

1 一般会計繰出金	1	15,730	15,731				15,730	27 繰出金	15,730	01 一般会計繰出に要する経費 15,730 0101 一般会計繰出に要する経費 15,730 27 一般会計繰出金 15,730
計	1	15,730	15,731				15,730			

議案第20号

令和4年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和4年度かすみがうら市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80,654千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,869,642千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の廃止は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和5年3月3日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰越金		16,883	80,654	97,537
	1 繰越金	16,883	80,654	97,537
歳入合計		3,788,988	80,654	3,869,642

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 基金積立金		296	30,939	31,235
	1 基金積立金	296	30,939	31,235
7 諸支出金		16,356	49,715	66,071
	3 繰出金	1	49,715	49,716
歳出合計		3,788,988	80,654	3,869,642

第 2 表 債務負担行為補正

1 廃止

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
地域包括支援センター業務委託 (千代田義務教育学校区)	令和4年度から 令和7年度まで	60,000	—	—

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	782,238	0	782,238
2 使用料及び手数料	100	0	100
3 国庫支出金	803,249	0	803,249
4 支払基金交付金	955,506	0	955,506
5 県支出金	539,393	0	539,393
6 財産収入	296	0	296
7 繰入金	673,273	0	673,273
8 繰越金	16,883	80,654	97,537
9 諸収入	10,014	0	10,014
10 介護サービス収入	8,036	0	8,036
歳入合計	3,788,988	80,654	3,869,642

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	88,457	0	88,457				
2 保 険 給 付 費	3,536,901	0	3,536,901				
3 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1	0	1				
4 地 域 支 援 事 業 費	121,838	0	121,838				
5 介 護 サ ー ビ ス 事 業 費	15,139	0	15,139				
6 基 金 積 立 金	296	30,939	31,235				30,939
7 諸 支 出 金	16,356	49,715	66,071				49,715
8 予 備 費	10,000	0	10,000				
歳 出 合 計	3,788,988	80,654	3,869,642				80,654

2 歳 入

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰 越 金	16,883	80,654	97,537	1 繰 越 金	80,654	前年度繰越金
計	16,883	80,654	97,537			

3 歳 出

(款) 6 基金積立金

(項) 1 基金積立金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
1 介護給付費準備基金積立金	296	30,939	31,235				30,939	24 積立金	30,939	01 介護給付費準備基金積立に要する経費 0101 介護給付費準備基金積立に要する経費 24 介護給付費準備基金積立金	30,939 30,939 30,939
計	296	30,939	31,235				30,939				

(款) 7 諸支出金

(項) 3 繰出金

1 一般会計繰出金	1	49,715	49,716				49,715	27 繰出金	49,715	01 一般会計繰出に要する経費 0101 一般会計繰出に要する経費 27 一般会計繰出金	49,715 49,715 49,715
計	1	49,715	49,716				49,715				

議案第27号

財産の貸付けについて

財産を下記のとおり減額貸付けするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年3月3日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

1 減額貸付けする財産

土地 かすみがうら市牛渡2562番1、2870番2、2873番4、
2977番、2977番2

地籍 18589.29平方メートル

建物 (1) 特別教室棟

構造 鉄筋コンクリート造 2階建て

延べ床面積 655平方メートル

(2) 倉庫

構造 木造 平屋建て

延べ床面積 58平方メートル

2 減額貸付けの相手方

東京都台東区東上野二丁目16番1号

日立建機株式会社

代表取締役執行役社長 平野 耕太郎

3 貸付期間

令和5年4月1日から令和15年3月31日まで

4 減額後の貸付料

年額2,640,000円

内訳 土地 2,640,000円

建物 特別教室棟 無償

倉庫 無償

5 減額貸付けの理由

当該財産を貸し付けることにより、廃校施設の有効活用、地域活性化、市負担経費の削減が図られるため、減額貸付けを行うもの

議案第 28 号

公の施設の広域利用に関する協議について

公の施設の広域利用を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 3 項の規定により、石岡市、かすみがうら市、行方市、小美玉市及び茨城町との間において別紙のとおり協議する事について議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 3 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

別紙

石岡市、かすみがうら市、行方市、小美玉市及び茨城町における公の施設の 広域利用に関する協定書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づき、石岡市、かすみがうら市、行方市、小美玉市及び茨城町（以下「協定市町」という。）は、協定市町が設置する公の施設を協定市町の住民が相互に利用すること（以下「広域利用」という。）により、公の施設を利用する協定市町住民の利便性の向上及び交流の促進を図ることについて、次のとおり協定する。

（広域利用施設）

第1条 広域利用の対象とする公の施設（以下「広域利用施設、という。）

は、協定市町が設置する公の施設のうち、別表に掲げるとおりとする。

2 協定市町の住民は、余暇等を利用してスポーツ、レクリエーション、教養文化活動その他の活動をするため、広域利用施設を利用することができる。

（遵守事項）

第2条 協定市町の住民が広域利用施設を利用する場合は、当該施設に係る条例、規則等の規定を遵守しなければならない。

（利用の手続）

第3条 広域利用施設の利用の手続は、当該施設を設置する協定市町の住民と同様とする。

（使用料）

第4条 広域利用施設の使用料は、当該施設を設置する協定市町の住民に係る使用料と同額とする。

（経費負担）

第5条 広域利用施設の維持管理及び運営に要する経費は、当該施設を設置する協定市町が負担する。

（旧協定の廃止）

第6条 令和4年3月28日付けにて石岡市、かすみがうら市、行方市、小美玉市及び茨城町間で締結した石岡市、かすみがうら市、行方市、小美玉市及び茨城町における公の施設の広域利用に関する協定書は、本協定書の締結をもって廃止する。

(協定の施行)

第7条 この協定は、令和5年4月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、協定市町が記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

茨城県石岡市石岡一丁目1番地1

石岡市長 谷 島 洋 司

茨城県かすみがうら市上土田461番地

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

茨城県行方市麻生1561番地の9

行方市長 鈴 木 周 也

茨城県小美玉市堅倉835番地

小美玉市長 島 田 幸 三

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地

茨城町長 小 林 宣 夫

別表（第1条関係）

市町名	施設名		所在地
石岡市	石岡市立学校施設	温水プール	石岡市総社一丁目 3番17号
	石岡市海洋センター	体育館 プール	石岡市染谷1415番 地
	石岡市立中央図書館		石岡市若宮一丁目 6番31号
	石岡市ふれあいの里石 岡ひまわりの館	屋内施設 屋外施設	石岡市大砂10527番 地 6
かすみが うら市	かすみがうら市多目的 運動広場	広場 テニスコート サブグラウンド 弓道場	かすみがうら市深 谷3384番地 1
	かすみがうら市戸沢公園運動広場		かすみがうら市宍 倉3604番地 1
	かすみがうら市体育セ ンター	競技場	かすみがうら市深 谷3682番地 1
	かすみがうら市第1常 陸野公園	野球場 多目的広場 テニスコート ゲートボール場	かすみがうら市中 佐谷1250番地
	かすみがうら市千代田 B & G 海洋センター	競技場 プール	かすみがうら市中 佐谷1252番地 8
	かすみがうら市立図書館		かすみがうら市深 谷3719番地 1
	かすみがうら市立図書館千代田分館		かすみがうら市上 佐谷991番地 5
行方市	行方市麻生運動場	体育館 弓道場	行方市南269番地 1
		多目的グラウンド	行方市島並1257番 地 4
	行方市北浦運動場	体育館 第1グラウンド テニスコート クロッケーコート	行方市山田2175番 地

		ゆうゆう広場	
		第2グラウンド	行方市山田3064番地
行方市玉造運動場		テニスコート	行方市玉造甲3190番地
		浜球場	行方市浜2454番地
		泉球場	行方市玉造甲3251番地1
		榎本スポーツ交流センター	行方市玉造甲6517番地5
行方市玉造B & G海洋センター		体育館 水泳プール	行方市玉造甲3185番地
		艇庫	行方市沖洲14番地
	行方市立図書館		行方市玉造乙1175番地
小美玉市	希望ヶ丘公園	野球場 多目的広場 テニスコート	小美玉市中台418番地
	玉里運動公園	野球場 多目的広場 テニスコート	小美玉市栗又四ヶ2315番地1
	小美玉市小川運動公園	体育館 野球場 多目的広場 テニスコート	小美玉市与沢532番地1
	小美玉市小川海洋センター	プール	小美玉市野田269番地1
	小美玉市玉里海洋センター	体育館 プール トレーニングルーム 艇庫	小美玉市栗又四ヶ2406番地4
	小美玉市小川図書館		小美玉市小川1664番地2
	小美玉市玉里図書館		小美玉市高崎291番地3

	小美玉市やすらぎの里小川		小美玉市中延1508 番地 1
茨城町	運動公園	多目的広場 野球場 テニスコート プール ターゲットバード ゴルフコース	茨城町大字越安 1397番地
	茨城町総合福祉センター「ゆうゆう館、	図書館	茨城町大字小堤 1037番地 1
	フォレストぬまさきグラウンド		茨城町大字宮ヶ崎 1443番地外

議案第29号

町の区域の変更について

本市の町の区域を別紙変更調書のとおり変更することについて、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

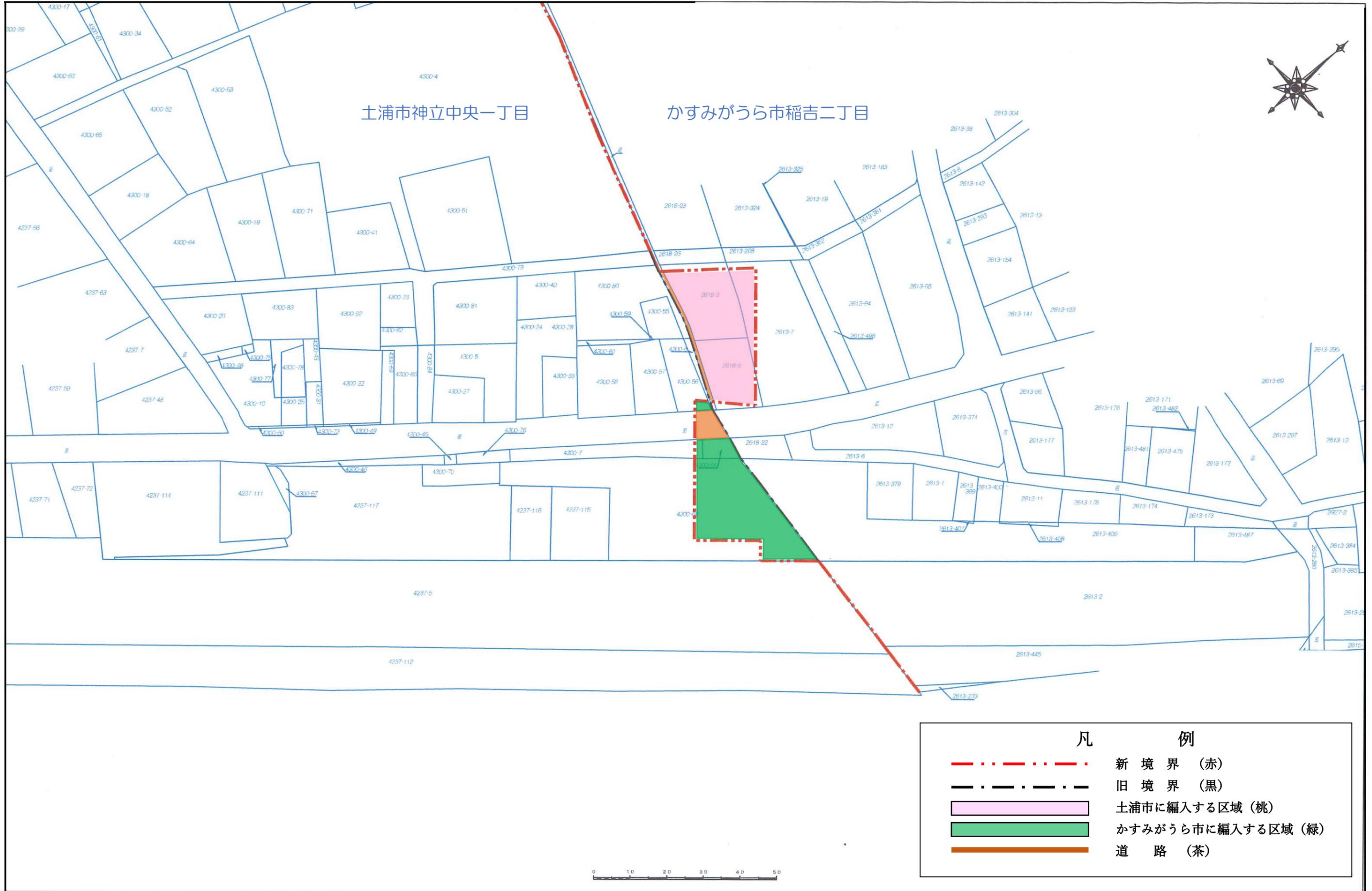
令和5年3月3日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

変 更 調 書

かすみがうら市稲吉二丁目に変更する区域

土浦市神立中央一丁目4300の6の一部、4300の7の一部、4300の54、4300の56の一部、4300の68の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部



議案第30号

市道路線の認定について

市道に認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年3月3日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

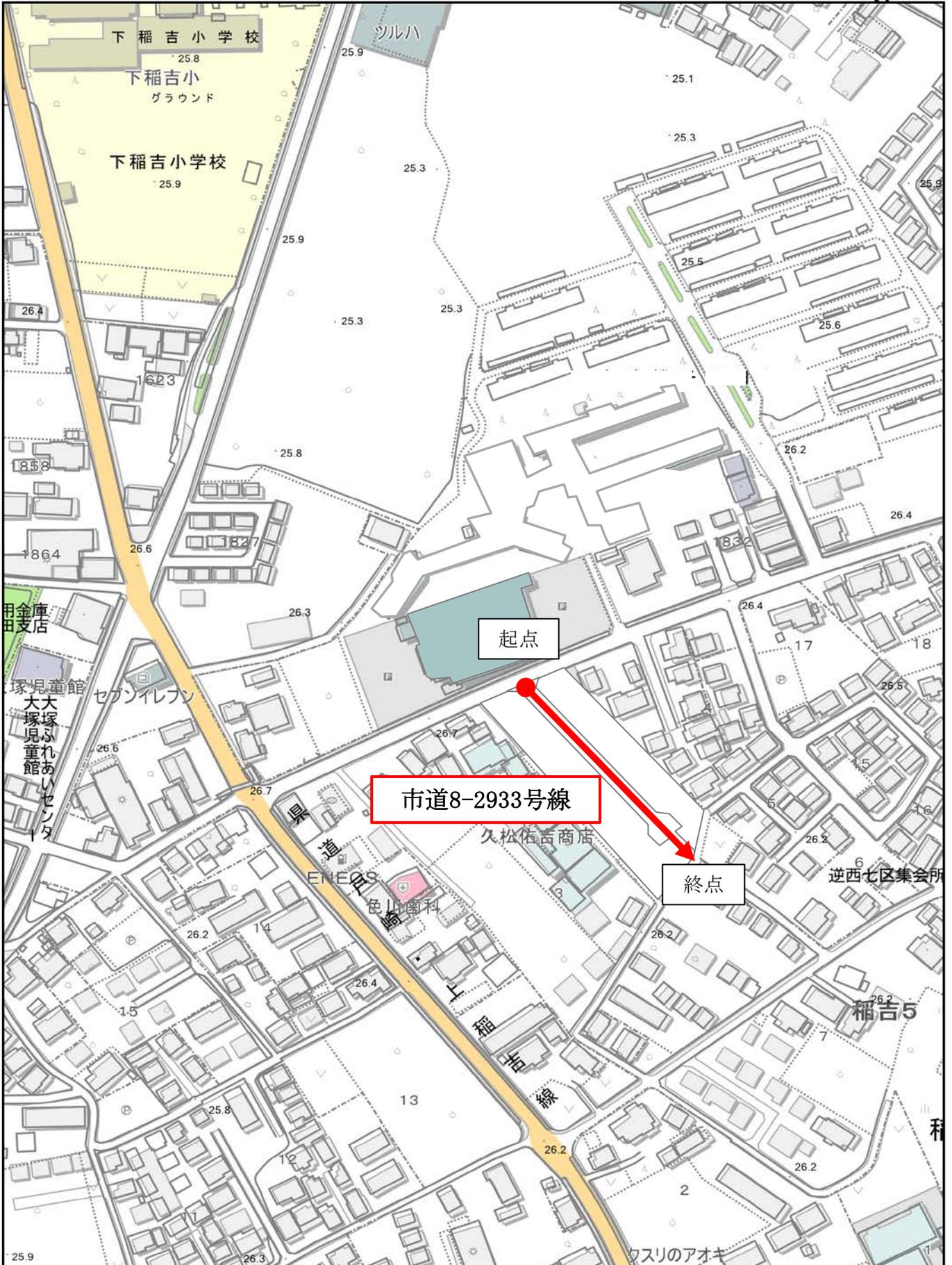
路線名		道路区域(区間)		敷地の幅員	総延長
種別	番号	起点側(地番)	終点側(地番)	最小～最大 (m)	(m)
その他	8-2933	稲吉五丁目 2267番31	稲吉五丁目 2266番86	1.50～10.00	112.23

路線認定位置図（千代田地区）



詳細位置図 (認定図)

認定路線 



(参考資料)

付議事件（条例）条文新旧対照表

かすみがうら市個人情報の保護に関する法律施行条例 新旧対照表

かすみがうら市情報公開条例 新旧対照表(附則第4条関係)

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市政情報の公開を求める市民等の権利を明らかにするとともに、市政情報の公開について必要な事項を定めることにより、市政への市民参加を促進し、市民と市政との信頼を確保し、もって公正で開かれた民主的な市政を推進することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、行政文書の公開を求める市民等の権利を明らかにするとともに、行政文書の公開について必要な事項を定めることにより、市政への市民参加を促進し、市民と市政との信頼を確保し、もって公正で開かれた民主的な市政を推進することを目的とする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 市政情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>(4) 市政情報の公開 実施機関がこの条例の定めるところにより、市政情報を閲覧若しくは視聴に供し、又は市政情報の写し(フィルムを除く。)を交付することをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>(4) 行政文書の公開 実施機関がこの条例の定めるところにより、行政文書を閲覧若しくは視聴に供し、又は行政文書の写しを交付することをいう。</p>

<p>(実施機関の責務)</p> <p>第3条 実施機関は、市政情報の公開を求める市民等の権利が十分尊重されるようこの条例を解釈し、運用しなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。</p>	<p>(実施機関の責務)</p> <p>第3条 実施機関は、行政文書の公開を求める市民等の権利が十分尊重されるようこの条例を解釈し、運用しなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。</p>
<p>(公開を受けたものの責務)</p> <p>第4条 この条例の定めるところにより、市政情報の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即し、適正に使用しなければならない。</p>	<p>(公開を受けたものの責務)</p> <p>第4条 この条例の定めるところにより、行政文書の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即し、適正に使用しなければならない。</p>
<p>(公開を請求できるもの)</p> <p>第5条 次の各号に掲げるものは、実施機関に対して市政情報の公開を請求することができる。ただし、第5号に掲げるものは、当該利害関係に係る市政情報の公開に限る。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>(公開を請求できるもの)</p> <p>第5条 次の各号に掲げるものは、実施機関に対して行政文書の公開を請求することができる。ただし、第5号に掲げるものは、当該利害関係に係る行政文書の公開に限る。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>
<p>(公開の請求方法)</p> <p>第6条 前条の規定により市政情報の公開を請求しようとするもの(以下「<u>請求者</u>」<u>という。</u>)は、実施機関が定める事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。</p>	<p>(公開<u>請求の手続</u>)</p> <p>第6条 前条の規定により行政文書の公開を請求しようとするものは、実施機関が定める事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、公開請求をしたもの(以下「<u>公開請求者</u>」<u>という。</u>)から提出された請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。</p>
<p>(公開の決定等)</p> <p>第7条 実施機関は、前条に規定する請求があったときは、受け付けた日の翌日から起</p>	<p>(公開の決定等)</p> <p>第7条 実施機関は、前条に規定する請求があったときは、受け付けた日の翌日から起</p>

<p>算して 14 日以内に、当該請求に係る市政情報を公開する旨又は公開しない旨を決定しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、前項に規定する決定をしたときは、速やかにその旨を書面により請求者に通知しなければならない。この場合において、公開しない旨の決定(第 10 条の規定による市政情報の一部を公開しない場合を含む。)をしたときは、その理由を付記しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 実施機関は、公開しない旨の決定をした市政情報が一定期間の経過により、公開することができる期日が明らかであるときは、その期日を書面により請求者に通知しなければならない。</p>	<p>算して 14 日以内に、当該請求に係る行政文書を公開する旨又は公開しない旨を決定しなければならない。ただし、前条第 2 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 実施機関は、前項に規定する決定をしたときは、速やかにその旨を書面により請求者に通知しなければならない。この場合において、公開しない旨の決定(第 10 条の規定による行政文書の一部を公開しない場合を含む。)をしたときは、その理由を付記しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 実施機関は、公開しない旨の決定をした行政文書が一定期間の経過により、公開することができる期日が明らかであるときは、その期日を書面により請求者に通知しなければならない。</p>
<p>(第三者保護に関する手続)</p> <p>第 7 条の 2 公開請求に係る市政情報に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報(第三者が地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により市の指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。)である場合にあっては、当該指定に係る業務(以下「指定管理業務」という。)に関する情報を除く。)が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る市政情報の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p>	<p>(第三者保護に関する手続)</p> <p>第 7 条の 2 公開請求に係る行政文書に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外の者(以下この条、第 12 条の 2 及び第 12 条の 3において「第三者」という。)に関する情報(第三者が地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により市の指定を受けた者(以下「指定管理者」という。)である場合にあっては、当該指定に係る業務(以下「指定管理業務」という。)に関する情報を除く。)が記録されているときは、実施機関は、公開の決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る行政文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する</p>

<p>2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る市政情報の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 第三者に関する情報が記録されている市政情報を公開しようとする場合であつて、当該情報が第9条第2号イ又は第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。</p> <p>(2) 第三者に関する情報が記録されている市政情報を第10条の2の規定により公開しようとするとき。</p> <p>3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該市政情報の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも14日間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>機会を与えることができる。</p> <p>2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る行政文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を公開しようとする場合であつて、当該文書が第9条第2号イ又は第4号ア及びイに規定する情報に該当すると認められるとき。</p> <p>(2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第10条の2の規定により公開しようとするとき。</p> <p>3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも14日間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書(第12条及び第12条の2において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。</p> <p>4 (略)</p>
<p>(情報公開の実施及び方法)</p> <p>第8条 実施機関は、第7条第1項の規定により情報を公開する旨の決定をしたときは、遅滞なく、請求者に当該情報を公開しなければならない。</p>	<p>(公開の方法)</p> <p>第8条 実施機関は、第7条第1項の規定により行政文書を公開する旨を決定したときは、速やかに公開請求に係る行政文書を公開しなければならない。</p>

<p>2 情報公開をする日時及び場所は、請求者の意見を聴取して、実施機関が定めるものとする。</p> <p>3 実施機関は、情報公開をする場合において、当該情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより行うことができる。</p>	<p>2 行政文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の定める方法により行うものとする。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあつては、実施機関は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。</p> <p>3 行政文書を公開する日時及び場所は、公開請求者の意見を聴取して、実施機関が定めるものとする。</p> <p>4 前 3 項に定めるもののほか、行政文書の公開は、実施機関の定めるところにより行うものとする。</p>
<p>(公開しないことができる市政情報) 第9条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する市政情報(以下「非公開情報」という。)について、公開をしないことができる。</p> <p>(1) 法令及び条例(以下「法令等」という。)の定めるところにより、公開することができないと認められる情報</p> <p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録</p>	<p>(行政文書の公開義務) 第9条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。</p> <p>(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の定めるところにより、公にすることができないとされている情報</p> <p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録</p>

に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものも含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により、**又は慣行**として公にされ、又は公に**よる**ことが予定されている情報

イ (略)

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第**2項**に規定する**特定独立行政法人**の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職、**氏名**及び当該職務遂行の内容に係る部分

エ 当該個人が指定管理者が行う指定管

に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものも含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により**又は慣行**として公にされ、又は公に**する**ことが予定されている情報

イ (略)

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第**4項**に規定する**行政執行法人**の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員**等**の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

理業務に従事する者(当該指定管理者の役員及び職員に限る。以下「指定管理業務従事者」という。)である場合において、当該情報がその指定管理業務の執行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該指定管理業務従事者の職、氏名及び当該指定管理業務の執行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体(市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報(指定管理者に関する情報にあっては、指定管理業務に係るものを除く。)又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体及び健康を保護するために公開することが必要であると認められる情報

イ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために公開することが必要であると認められる情報

ウ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他市民の生活を保護するために、公開することが必要であると認められる情報

(4) 監査、検査、徴税等の計画及び実施要領、涉外、争訟、交渉等の方針、契約の予定価格、試験の問題、職員の身分取扱い、用地買収計画その他実施機関が行う事務事業に関する情報で、公開することにより、当該事務事業の目的を失わせ、当該事

(3) 個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 60 条第 3 項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第 4 項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第 1 項に規定する保有個人情報から削除した同法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する記述等若しくは同条第 2 項に規定する個人識別符号

(4) 法人その他の団体(市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を

務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行を困難にし、又は市政の公正若しくは適正な運営を著しく妨げるおそれがあるもの

(5) 市及び国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び指定管理者又は公共的団体(以下「国等」という。)の事務事業に係る意思形成過程において、市の機関内部若しくは機関相互又は市と国等との間における審議、協議、検討等に関し、実施機関が作成し、又は取得した情報(指定管理者に関する情報にあっては、指定管理業務に係るものを除く。)で、公開することにより、当該事務事業又は同種の事務事業の公正又は適正な意思形成に著しい支障が生ずるおそれがあるもの

(6) 実施機関(市長を除く。)、市の執行機関の附属機関及び専門委員並びにこれらに類するもの(以下「合議制機関等」という。)の会議に係る審議資料、議決事項、会議録その他の情報で、公開することにより、当該合議制機関等の公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるもの

保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(5) 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 実施機関又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公

共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

キ 市が経営する企業又は独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 市と国等との間における協議、協力等により実施機関が作成し、又は取得した情報で、公開することにより、市と国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められるもの

(8) 公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(9) 第三者が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、第三者における通例として公に

<p><u>しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものその他当該情報が公にされないことに対する当該第三者の信頼が保護に値するものであり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損なうことになると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるものを除く。</u></p>	
<p>(一部公開)</p> <p>第 10 条 実施機関は、<u>公開の請求に係る市政情報に前条各号のいずれかに該当する情報とそれ以外の情報とがある</u>場合において、<u>公開しないことができる</u>情報とそれ以外の情報とを容易に分離することができる、<u>かつ、分離することにより公開の請求の趣旨が損なわれないと認められる</u>ときは、<u>公開しないことができる情報の</u>部分を除いて<u>市政情報の公開</u>するものとする。</p> <p>2 <u>公開の請求</u>に係る<u>市政情報</u>に前条第 2 号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、<u>当該情報</u>のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、<u>公開しても</u>、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p>	<p>(一部公開)</p> <p>第 10 条 実施機関は、<u>公開請求に係る行政文書の一部に非公開情報が記録されている</u>場合において、<u>非公開</u>情報とそれ以外の情報とを容易に分離することができるときは、<u>当該非公開情報に係る</u>部分を除いて<u>行政文書を公開</u>するものとする。</p> <p>2 <u>公開請求</u>に係る<u>行政文書</u>に前条第 2 号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、<u>当該行政文書</u>のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、<u>公にしても</u>、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p>
<p>(公益上の理由による裁量的公開)</p> <p>第 10 条の 2 実施機関は、公開請求に係る<u>市政情報</u>に<u>第 9 条各号に規定する</u>非公開情報が記録されている場合において、<u>同条の規</u></p>	<p>(公益上の理由による裁量的公開)</p> <p>第 10 条の 2 実施機関は、公開請求に係る<u>行政文書</u>に非公開情報が記録されている場合であっても、<u>公益上特に必要と認めるとき</u></p>

<p><u>定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認めるときは、第9条の規定にかかわらず、公開の</u>請求者に対し、当該<u>市政情報</u>を公開することができる。</p>	<p><u>は、公開</u>請求者に対し、当該<u>行政文書</u>を公開することができる。</p>
<p>(<u>市政情報</u>の存否に関する情報)</p> <p>第10条の3 <u>公開の請求</u>に対し、当該公開請求に係る<u>市政情報</u>が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該<u>市政情報</u>の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。</p>	<p>(<u>行政文書</u>の存否に関する情報)</p> <p>第10条の3 <u>公開請求</u>に対し、当該公開請求に係る<u>行政文書</u>が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該<u>行政文書</u>の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。</p>
<p>(費用負担)</p> <p>第11条 <u>市政情報</u>の閲覧又は視聴に要する費用は、無料とする。<u>ただし、市政情報の写し(フィルムを除く。)の交付を行う場合は、その写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。</u></p>	<p>(費用負担)</p> <p>第11条 <u>この条例の規定による行政文書の</u>閲覧又は視聴に要する費用は、無料とする。</p> <p><u>2 行政文書の公開を受けるものは、別に定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</u></p>
<p>(審査請求)</p> <p>第12条 <u>請求者</u>は、第7条第1項に規定する決定又は公開請求に係る不作為に不服があるときは、審査請求をすることができる。</p> <p>2 <u>第7条第1項に規定する決定又は公開請求に係る不作為に係る</u>審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。</p> <p>3 実施機関は、第1項の<u>規定により</u>審査請求があったときは、<u>次に掲げる</u>場合を除き、速やかにかすみがうら市情報公開<u>等審査会</u>に諮問して<u>当該審査請求についての</u>裁決</p>	<p>(審査請求<u>等</u>)</p> <p>第12条 <u>公開請求者</u>は、第7条第1項に規定する決定又は公開請求に係る不作為に不服があるときは、審査請求をすることができる。</p> <p>2 <u>前項の</u>審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。</p> <p>3 実施機関は、第1項の審査請求があったときは、<u>次の各号のいずれかに該当する</u>場合を除き、速やかにかすみがうら市情報公開・<u>個人情報保護審査会</u>に諮問し、<u>その議</u></p>

<p>をしなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る市政情報の全部を公開することとする場合(当該市政情報の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。)</p> <p>4 (略)</p>	<p>に基づいて、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 審査請求に対する裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を公開することとする場合(当該行政文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。)</p> <p>4 (略)</p>
<p>(諮問をした旨の通知)</p> <p>第12条の2 前条第3項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げるものに対し、諮問した旨を通知しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 当該審査請求に係る市政情報の公開について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)</p>	<p>(諮問をした旨の通知)</p> <p>第12条の2 前条第3項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問した旨を通知しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 当該審査請求に係る行政文書の公開について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)</p>
<p>(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)</p> <p>第12条の3 第7条の2第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</p> <p>(1) 公開の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決</p> <p>(2) 審査請求に係る公開決定等(公開請求に係る市政情報の全部を公開する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る市政情報を公開する旨の裁決(第三者である参加人が当該市政情報の公開に反対の意思表示をしている場合に限る。)</p>	<p>(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)</p> <p>第12条の3 第7条の2第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</p> <p>(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決</p> <p>(2) 審査請求に係る公開の決定等(公開請求に係る行政文書の全部を公開する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る行政文書を公開する旨の裁決(第三者である参加人が当該行政文書の公開に反対の意思表示をしている場合に限る。)</p>
<p>(情報公開等審査会)</p> <p>第13条 第12条第3項に規定する諮問に応じ、審査請求についての審査を行うため、</p>	

<p><u>かすみがうら市情報公開等審査会(以下「審査会」という。)を設置する。</u></p> <p><u>2 審査会は、前項に規定する審査のほか、情報公開制度の運営その他必要事項について、実施機関からの諮問に応じ、審議し、又は実施機関に意見を述べるができる。</u></p> <p><u>3 審査会は、市長が委嘱する委員 5 人以内をもって組織する。</u></p> <p><u>4 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p><u>5 審査会は、第 1 項に規定する審査又は第 2 項に規定する審議のため、必要があると認めるときは、審査請求人(第 1 項に規定する審査を行う場合に限る。)、実施機関の職員その他の関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な調査を行うことができる。</u></p> <p><u>6 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</u></p> <p><u>7 前各項に定めるもののほか、審査会について必要な事項は、規則で定める。</u></p>	
<p><u>(審査会の調査権限)</u></p> <p><u>第 13 条の 2 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった公開決定等に係る市政情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された市政情報の公開を求められない。</u></p> <p><u>2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</u></p>	

<p>3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった公開決定等に係る市政情報に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。</p>	
<p>(審議手続の非公開) 第13条の3 審査会の行う審議の手続は、公開しない。</p>	
<p>(検索資料の作成等) 第14条 実施機関は、市政情報の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。</p>	<p>(検索資料の作成等) 第13条 実施機関は、行政文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。</p>
<p>(運用状況の公表) 第15条 (略)</p>	<p>(運用状況の公表) 第14条 (略)</p>
<p>(情報公開の総合的推進) 第16条 実施機関は、この条例による市政情報の公開のほか、市政に関する情報を市民等が容易に得られるよう、情報提供施策を積極的に拡充し、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。</p>	<p>(情報公開の総合的推進) 第15条 実施機関は、この条例による行政文書の公開のほか、市政に関する情報を市民等が容易に得られるよう、情報提供施策を積極的に拡充し、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。</p>
<p>(指定管理者の情報公開) 第16条の2 指定管理者は、この条例の趣旨にのっとり、その管理する情報(指定管理者にあっては、指定管理業務に係る情報に限る。)の公開に関し必要な範囲内で実施機関に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>(指定管理者の情報公開) 第16条 指定管理者は、この条例の趣旨にのっとり、その管理する情報(指定管理業務に係る情報に限る。)の公開に関し必要な範囲内で実施機関に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。</p>

<p>2～4 (略)</p> <p>(他の制度等との調整)</p> <p>第 17 条 この条例は、他の法令等の規定により <u>市政情報の閲覧、写しの交付等</u> の手続が定められている場合 <u>については</u>、適用しない。</p> <p>2 <u>この条例の規定は、前項</u> に規定するもののほか、図書館その他これに類する施設において現に市民の利用に供することを目的として管理している図書、<u>図面、写真等の閲覧については</u> 適用しない。</p>	<p>2～4 (略)</p> <p>(他の制度等との調整)</p> <p>第 17 条 この条例は、他の法令等の規定により、<u>行政文書の閲覧若しくは縦覧又はその写しの交付</u> の手続が定められている場合は、適用しない。</p> <p>2 <u>前項</u> に規定するもののほか、図書館その他これに類する施設において現に市民の利用に供することを目的として管理している図書、<u>図画及び電磁的記録については、この条例の規定</u> は適用しない。</p>
---	---

かすみがうら市情報公開・個人情報保護審査会条例 新旧対照表

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表 (附則第 3 条関係)

改正前			改正後		
別表第1(第2条、第5条、第6条関係)			別表第1(第2条、第5条、第6条関係)		
機関名	職名	(略)	機関名	職名	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
附属機関	(略)	(略)	附属機関	(略)	(略)
	行政不服審査会委員	(略)		行政不服審査会委員	(略)
	情報公開等審査会委員	(略)		情報公開・個人情報保護審査会委員	(略)
	住居表示審議会委員	(略)		住居表示審議会委員	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

かすみがうら市審議監の設置等に関する条例 新旧対照表

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 新旧対照表(附則第2項関係)

改正前	改正後
<p>附 則 1～4 (略)</p>	<p>附 則 1～4 (略)</p> <p><u>(令和5年4月から令和8年7月までの市長の給料月額に関する特例措置)</u></p> <p><u>5 市長の給料月額は、令和5年4月から令和8年7月までの間で、かつ、かすみがうら市審議監の設置等に関する条例(令和5年かすみがうら市条例第 号)第2条の審議監を置く間に限り、第3条の規定にかかわらず、別表第1に定める給料月額から当該額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第4条に規定する期末手当の算定の基礎となる給料月額については適用しない。</u></p>

かすみがうら市長等の政治倫理条例 新旧対照表

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表(附則第4項関係)

【改正前】

機関名	職名	報酬			旅費			
		年額	月額	日額	車賃(1キロメートルにつき)	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)	食卓料(1夜につき)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
附属機関	名誉市民選考委員会委員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

【改正後】

機関名	職名	報酬			旅費			
		年額	月額	日額	車賃(1 キロメ ートル につ き)	日当(1 日につ き)	宿泊 料(1 夜に つき)	食卓 料(1 夜に つき)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
附属 機関	政治倫理審査会委員			7,500	37	2,100	12,500	2,100
	名誉市民選考委員会委員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例 新旧対照表

かすみがうら市税条例 新旧対照表(第1条関係)

改正前	改正後
<p>(用語)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 徴収金 市税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。</p> <p>(3)及び(4) (略)</p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 徴収金 市税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。</p> <p>(3)及び(4) (略)</p>
<p>(督促手数料)</p> <p>第21条 徴税吏員は、督促状を発した場合において、督促状1通について100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</p>	<p>第21条 削除</p>

かすみがうら市税外諸収入金督促手数料及び延滞金徴収条例 新旧対照表(第2条関係)

改正前	改正後
かすみがうら市税外諸収入金 督促手数料及び延滞金徴収条例	かすみがうら市税外諸収入金延滞金徴収条例
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第2項の規定に基づき、分担金、使用料、手数料及び過料その他の市税外収入金(以下「税外収入金」という。)に係る 督促手数料及び延滞金 の徴収に関し必要な事項について、法令その他別に定めのあるもののほか、この条例の定めるところによる。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第2項の規定に基づき、分担金、使用料、手数料及び過料その他の市税外収入金(以下「税外収入金」という。)に係る延滞金の徴収に関し必要な事項について、法令その他別に定めのあるもののほか、この条例の定めるところによる。
(督促手数料) 第2条 税外収入金の徴収につき督促状を發した場合には、督促手数料として1通につき100円を徴収するものとする。	
第3条～第5条 (略)	第2条～第4条 (略)

かすみがうら市後期高齢者医療に関する条例 新旧対照表(第3条関係)

改正前	改正後
目次 第1章 市が行う後期高齢者医療の事務(第1条・第2条) 第2章 保険料(第3条— 第6条) 第3章 罰則(第7条—第9条) 附則	目次 第1章 市が行う後期高齢者医療の事務(第1条・第2条) 第2章 保険料(第3条— 第5条) 第3章 罰則(第6条—第8条) 附則
(保険料の督促手数料) 第5条 保険料の督促手数料は、督促状1通について、100円とする。	
第6条 (略)	第5条 (略)
第3章 罰則 第7条～第9条 (略)	第3章 罰則 第6条～第8条 (略)

かすみがうら市介護保険条例 新旧対照表(第4条関係)

改正前	改正後
<p><u>(保険料の督促手数料)</u> 第10条 <u>保険料の督促手数料は、督促状1通につき100円とする。</u></p>	<p>第10条 削除</p>

かすみがうら市法定外公共物管理条例 新旧対照表(第5条関係)

改正前	改正後
<p><u>(手数料及び延滞金)</u> 第10条 使用料を納付すべき期限までに納付しない者に対しては、かすみがうら市税外諸収入金<u>督促手数料及び延滞金徴収条例(平成17年かすみがうら市条例第58号)に基づき手数料及び延滞金を徴収する。</u></p>	<p>(延滞金) 第10条 使用料を納付すべき期限までに納付しない者に対しては、かすみがうら市税外諸収入金延滞金徴収条例(平成17年かすみがうら市条例第58号)<u>の規定により</u>延滞金を徴収する。</p>

かすみがうら市水道事業給水条例 新旧対照表(第6条関係)

改正前	改正後
<p><u>(督促手数料)</u> 第31条 <u>市長は督促状を発した場合においては督促状1通について100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</u></p>	<p>第31条 削除</p>

かすみがうら市公共下水道事業受益者負担に関する条例 新旧対照表(第7条関係)

改正前	改正後
<p><u>(督促手数料)</u> 第13条 <u>市長は、督促状を発した場合においては、督促状1通について100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</u></p>	
<p><u>第14条及び第15条</u> (略)</p>	<p><u>第13条及び第14条</u> (略)</p>

かすみがうら市農業集落排水事業分担金に関する条例 新旧対照表(第8条関係)

改正前	改正後
<p>(督促及び滞納処分)</p> <p>第7条 <u>納期までに分担金を納付しない者に係る督促及び滞納処分については、かすみがうら市税条例(平成17年かすみがうら市条例第54号)の例による。ただし、受益者が納期日までに分担金を納付しなかったことについてやむを得ない事情があると認めた場合においては、これを減額し、又は免除することができる。</u></p>	
<p>(委任)</p> <p>第8条 (略)</p>	<p>(委任)</p> <p>第7条 (略)</p>

かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例及びかすみがうら市企業立地促進条例 新旧対照表

かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例 新旧対照表(第1条関係)

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(失効)</p> <p>第2条 この条例は、<u>平成35年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(失効)</p> <p>第2条 この条例は、<u>令和6年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

かすみがうら市企業立地促進条例 新旧対照表(第2条関係)

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>平成35年3月31日限りその効力を失う</u>。ただし、その日までに第6条の規定による申請を行ったものについては、なおその効力を有する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>令和6年3月31日限り、その効力を失う</u>。ただし、その日までに第6条の規定による申請を行ったものについては、なおその効力を有する。</p>

かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧
対照表

改正前	改正後
	<p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p>
	<p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p> <p><u>第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確</u></p>

	<p><u>実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</u></p>
	<p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p><u>第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u></p>
<p>(衛生管理等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずる</u>よう努めなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する</u>よう努めなければならない。</p> <p>3 (略)</p>
	<p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>

	<p><u>(安全計画の策定等に係る経過措置)</u></p> <p><u>第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後のかすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。</u></p>
--	---

かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(家庭的保育事業者等と非常災害)</p> <p>第7条 (略)</p>	<p>(家庭的保育事業者等と非常災害)</p> <p>第7条 (略)</p>
	<p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図ら</u></p>

	<p><u>れるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p>
	<p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p> <p><u>第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</u></p> <p><u>2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業所を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。</u></p>
<p>(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p>第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、<u>必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねさせるこ</u></p>	<p>(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p>第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、<u>その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉</u></p>

<p><u>とができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u></p>	<p><u>施設等の設備及び職員に兼ねさせることができる。</u></p>
<p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u> 第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定による懲戒に関し、その利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>	<p>第13条 削除</p>
<p>(衛生管理等) 第14条 (略) 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずる</u>よう努めなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(衛生管理等) 第14条 (略) 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施する</u>よう努めなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p>
<p>(保育の内容) 第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>	<p>(保育の内容) 第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定するこども家庭庁長官が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>
	<p>附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。 (自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)</p>

	<p>第2条 この条例による改正後のかすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下この条において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。</p>
--	---

かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>第4条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる</p>	<p>第4条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 法第19条第1号に掲げる小学</p>

<p>小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p>	<p>校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p>
<p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 (略)</p>	<p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 (略)</p>
<p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p>	<p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p>
<p>3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選</p>	<p>3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考す</p>

<p>考するものとする。</p> <p>4及び5 (略)</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法<u>第19条第1項第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>	<p>るものとする。</p> <p>4及び5 (略)</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法<u>第19条第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>
<p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法<u>第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等確かめるものとする。</p>	<p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法<u>第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等確かめるものとする。</p>
<p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>ア (略)</p>	<p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>ア (略)</p>

<p>(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円</p> <p>(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)</p> <p>イ (略)</p> <p>(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>ウ (略)</p> <p>(4)及び(5) (略)</p> <p>5及び6 (略)</p>	<p>(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円</p> <p>(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)</p> <p>イ (略)</p> <p>(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>ウ (略)</p> <p>(4)及び(5) (略)</p> <p>5及び6 (略)</p>
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保</p>

<p>育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針(以下「保育所指針」という。)</p> <p>2 (略)</p>	<p>育の内容について<u>こども家庭庁長官</u>が定める指針(以下「保育所指針」という。)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(運営規程)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもものの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間<u>並びに</u>の提供を行わない日</p> <p>(5)～(11) (略)</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもものの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間<u>並びに</u>提供を行わない日</p> <p>(5)～(11) (略)</p>
<p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u></p> <p><u>第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定による懲戒に関し、その教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p>	<p><u>第26条 削除</u></p>
<p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教</p>	<p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育</p>

<p>育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場</p>	<p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場</p>

<p>合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「の同号」とあるのは「の同項第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」と読み替えるものとする。</p>	<p>合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「の同号」とあるのは「の同条第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」と読み替えるものとする。</p>
<p>第37条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体</p>	<p>第37条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係る</p>

<p>に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p>	<p>ものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p>
<p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第39条（略） 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 3及び4（略）</p>	<p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第39条（略） 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 3及び4（略）</p>
<p>（特別利用地域型保育の基準） 第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別</p>	<p>（特別利用地域型保育の基準） 第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別</p>

し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法**第19条第1項第1号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法**第19条第1項第2号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法**第19条第1項第3号**に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法**第19条第1項第1号**に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定

利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法**第19条第1号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法**第19条第2号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法**第19条第3号**に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法**第19条第1号**に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。

<p>子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同号」とあるのは「同項第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用することができるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)」に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」と読み替えるものとする。</p>	<p>以下この章において同じ。)」とあるのは「同号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同号」とあるのは「同条第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用することができるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)」に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」と読み替えるものとする。</p>
<p>(特定利用地域型保育の基準) 第52条 特定地域型保育事業者が法第19条</p>	<p>(特定利用地域型保育の基準) 第52条 特定地域型保育事業者が法第19条</p>

第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る**法第19条第1項第2号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している**同項第3号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる**法第19条第1項第1号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる**法第19条第1項第2号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1

第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る**法第19条第2号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している**同条第3号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる**法第19条第1号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる**法第19条第2号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる

号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。))に対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。	額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。))に対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。
	附 則 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

かすみがうら市子ども・子育て会議条例 新旧対照表

改正前	改正後
(設置) 第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。) 第77条第1項 の規定に基づき、かすみがうら市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。	(設置) 第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。) 第72条第1項 の規定に基づき、かすみがうら市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。
(任務) 第2条 会議は、法 第77条第1項各号 に掲げる事務を処理するものとする。	(任務) 第2条 会議は、法 第72条第1項各号 に掲げる事務を処理するものとする。
	附 則 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

かすみがうら市国民健康保険条例 新旧対照表

改正前	改正後
(出産育児一時金) 第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として 40万8,000円 を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案	(出産育児一時金) 第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として 48万8,000円 を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案

し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。 2 (略)	し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。 2 (略)
	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の前に出産した被保険者に係るかすみがうら市国民健康保険条例第5条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。</p>

かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき、博物館を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、博物館を設置する。</p>
<p>(入館の拒否等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(1) 展示若しくは保管してある博物館資料(法第2条第3項)に規定する博物館資料をいう。以下同じ。)又は施設若しくは設備を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(入館の拒否等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(1) 展示若しくは保管してある博物館資料(博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する博物館資料をいう。以下同じ。)又は施設若しくは設備を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>
<p>(博物館協議会)</p> <p>第10条 法第20条の規定に基づき、博物館の適正な運営を図るため、かすみがうら市歴史博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p>	<p>(博物館協議会)</p> <p>第10条 法第23条第1項の規定により、博物館の適正な運営を図るため、かすみがうら市歴史博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p>

	附 則 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
--	--

かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表

かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表(本則関係)

改正前	改正後
(組織) 第4条 (略) 2 法第14条の規定に基づき、上下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)に属する事務を処理させるため、 都市建設部 を置く。	(組織) 第4条 (略) 2 法第14条の規定に基づき、上下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)に属する事務を処理させるため、 下水道部 を置く。

かすみがうら市水道事業給水条例 新旧対照表(附則第2項関係)

改正前	改正後
(水道使用者等の管理上の責任) 第20条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を 管理し、異状 があるときは、直ちに市長に届け出なければならない。 2及び3 (略)	(水道使用者等の管理上の責任) 第20条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を 管理しなければならない。 この場合において、異状 があるときは、直ちに市長に届け出なければならない。 2及び3 (略)

かすみがうら市下水道条例 新旧対照表(附則第3項関係)

改正前	改正後
(除害施設等の 管理者 の選任) 第13条 (略) 2 (略)	(除害施設等の 管理責任者 の選任) 第13条 (略) 2 (略)

かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
(定員) 第2条 団員の定数は、 605人 とする。	(定員) 第2条 団員の定数は、 520人 とする。
(任用)	(任用)

<p>第3条 (略)</p> <p>(1) 当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第3条 (略)</p> <p>(1) 当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者。<u>ただし、団長が特に認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(2) 年齢18歳以上の者</p> <p>(3) (略)</p>																																	
<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 6箇月以上の長期にわたり、居住地を離れて生活することを常とする者</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 6月以上の長期にわたり、居住地を離れて生活することを常とする者</p>																																	
<p>(服務規律)</p> <p>第8条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、<u>水火災その他の災害</u>の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。</p>	<p>(服務規律)</p> <p>第8条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、<u>災害(水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。)</u>の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。</p>																																	
<p>(報酬)</p> <p>第12条 <u>団員には、次により報酬を支給する。</u></p> <table border="1" data-bbox="244 1435 778 1733"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>〃 <u>33,000円</u></td> </tr> <tr> <td>班長</td> <td>〃 <u>30,000円</u></td> </tr> <tr> <td>団員</td> <td>〃 <u>27,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	(略)	(略)	部長	〃 <u>33,000円</u>	班長	〃 <u>30,000円</u>	団員	〃 <u>27,000円</u>	(略)	(略)	<p>(報酬)</p> <p>第12条 <u>団員の報酬は、年額報酬及び出勤報酬とする。</u></p> <p><u>2 団員には、次の表に定める年額報酬を支給する。</u></p> <table border="1" data-bbox="815 1435 1350 1733"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>〃 <u>42,500円</u></td> </tr> <tr> <td>班長</td> <td>〃 <u>39,500円</u></td> </tr> <tr> <td>団員</td> <td>〃 <u>36,500円</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>3 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、次の表に定める出勤報酬を支給する。</u></p> <table border="1" data-bbox="815 1883 1350 1975"> <thead> <tr> <th colspan="3">出勤報酬</th> </tr> <tr> <th>分類</th> <th>区分</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	(略)	(略)	部長	〃 <u>42,500円</u>	班長	〃 <u>39,500円</u>	団員	〃 <u>36,500円</u>	(略)	(略)	出勤報酬			分類	区分	支給額			
区分	報酬の額																																	
(略)	(略)																																	
部長	〃 <u>33,000円</u>																																	
班長	〃 <u>30,000円</u>																																	
団員	〃 <u>27,000円</u>																																	
(略)	(略)																																	
区分	報酬の額																																	
(略)	(略)																																	
部長	〃 <u>42,500円</u>																																	
班長	〃 <u>39,500円</u>																																	
団員	〃 <u>36,500円</u>																																	
(略)	(略)																																	
出勤報酬																																		
分類	区分	支給額																																

		(1日につき)
<u>災害出動</u>	<u>災害</u>	<u>8,000円(出動が4時間に満たない場合は4,000円とし、2暦日にわたる出動の場合の初日の支給額も同様とする。)</u>
<u>警戒出動</u>	<u>警戒</u>	<u>1,000円</u>
	<u>捜索</u>	<u>災害出動の例による。</u>
<u>訓練等</u>	<u>複数の分団が参加する訓練等</u>	<u>2,000円</u>
<u>その他</u>	<u>災害出動のうち誤報や非火災等の事由によるもの</u>	<u>1,000円</u>
	<u>市長が特に必要と認めるもの</u>	<u>1,000円(出動が1時間を超える場合は、災害出動の例による。)</u>
(費用弁償) 第13条 団員が <u>水火災</u> 、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次により費用弁償を支給する。 <u>水火災の場合 1回につき 3,000円</u>	(費用弁償) 第13条 団員が <u>前条第3項に規定する職務に従事する場合は、1回につき200円の費用弁償を支給する。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。</u>	

<p><u>警戒の場合 1回につき 2,000 円</u> <u>訓練の場合 1回につき 2,000 円</u> <u>その他市長が別に定める場合 1回につ</u> <u>き 2,000 円</u></p> <p>2 及び 3 (略)</p>	<p>2 及び 3 (略)</p>
	<p><u>附 則</u> <u>この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行す</u> <u>る。</u></p>